



1 基本施策の体系

将来像	基本目標	個別目標
一人ひとりが未来を創るゼロカーボンシティすみだ	<p>1 ゼロカーボンシティすみだの実現 (墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編))</p> 	<p>1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換</p> <p>1-2 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>1-3 脱炭素型まちづくりの推進</p>
	<p>2 安全・安心・快適な生活環境の確保 (墨田区気候変動適応計画)</p> 	<p>2-1 レジリエントなまちづくりの推進</p> <p>2-2 気温上昇に適應するまちづくりの推進</p> <p>2-3 節水と雨水活用の推進</p> <p>2-4 公害対策の推進</p> <p>2-5 まちの美化・景観の保全</p>
	<p>3 自然共生社会の実現</p> 	<p>3-1 自然・水辺環境の保全・活用</p> <p>3-2 まちなかの緑の保全と質の向上</p> <p>3-3 生物多様性の理解促進</p>
	<p>4 循環型社会の実現</p> 	<p>4-1 2Rの推進</p> <p>4-2 ごみの適正処理の推進</p> <p>4-3 多様な資源循環と循環経済の推進</p>
	<p>5 環境活動を実践するまちの実現</p> 	<p>5-1 環境教育・環境学習の充実</p> <p>5-2 環境情報の共有</p> <p>5-3 協働による環境活動の推進</p>

施策の方向		
(1) 家庭における脱炭素化の促進 (2) 事業所における脱炭素化の促進 (3) 建築物における脱炭素化の促進	重点プロジェクト1 公共施設等における 再生可能エネルギーの 導入・活用促進	
(4) 再生可能エネルギーの利用拡大 (5) 再生可能エネルギー由来電力調達の促進 (6) 公共施設における再生可能エネルギーの導入・活用の推進		
(7) 次世代自動車への転換の促進 (8) 公共交通・自転車の利用促進		
(9) 自然災害対策の推進 (10) 地域防災力の強化と行動変容の促進		重点プロジェクト2 気温上昇に対する 適応策の推進
(11) 健康被害対策の推進 (12) ヒートアイランド対策の推進		
(13) 節水の推進 (14) 雨水利用の啓発・普及の推進 (15) 広域連携による雨水利用の推進		
(16) 良好な生活環境の確保 (17) 監視・測定の実施		
(18) まちの美化の推進 (19) 魅力ある景観の形成		
(20) 水辺の保全と活用 (21) 自然に触れ合える機会の創出	重点プロジェクト3 自然に触れ合える 機会の創出	
(22) 公園の整備・維持管理 (23) 身近な緑の創出		
(24) 生きものの生息・生育空間の保全 (25) 生物多様性の保全に向けた普及啓発		
(26) ごみの発生抑制 (27) 資源の再使用の推進		
(28) 効果的・効率的な廃棄物処理の推進 (29) 廃棄物の適正処理の推進		
(30) 3R+Renewableの推進 (31) プラスチック資源循環の更なる推進		
(32) 学校における環境教育の推進 (33) 環境学習機会の拡充	重点プロジェクト5 環境学習機会の拡充	
(34) 環境情報の発信・受信の充実 (35) 環境行動変容の促進		
(36) 環境活動を推進する人材の育成 (37) 区民・事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援 (38) 協働による環境活動の充実		





2 将来像の実現に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの位置付け

本計画に位置付ける5つの基本目標及び個別目標に沿った事業の中には、区の現状や社会動向等を踏まえて特に重視すべきもの、計画の取組全体の底上げを図るうえで重点的に取り組むべきものがあります。

そこで、区が目指す将来像を実現するために、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組むべき主要な事業を重点プロジェクトとして位置付けました。

重点プロジェクトは、5つの基本目標ごとに定め、計画的に実施するとともに、点検・評価によって取組成果の確実な積み重ねを図ります。

(2) 重点プロジェクトの視点

重点プロジェクトは、区が主導することで取組の進捗管理ができ、本計画の期間内に目的の達成と成果の可視化が可能と考えられる事業の中から、以下の視点を踏まえ選定します。

■ 各基本目標の牽引役となる

計画の5つの基本目標に向けた取組を牽引することで、本計画の着実な推進につながるもの

■ 区特有の環境課題の解決に大きく貢献する

区の特性に起因する環境課題の解決を具体的に進めていくもの

■ 様々な主体による取組と連携・協働を促す

区民や事業者等の関連各主体による主体的な取組と連携・協働を促進し、計画の取組全体の底上げを図っていくもの

■ 中長期的な取組を展開する

計画期間にとらわれず、将来にわたって良好な環境の維持・保全に貢献するもの

重点プロジェクト1

公共施設等における再生可能エネルギーの導入・活用促進

【プロジェクトの目的】

「基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現」に不可欠な再生可能エネルギーの導入を、区が率先して公共施設で推進し、区民や事業者の模範となることで、その取組を地域へ波及させ、区域全体の脱炭素化を促進します。

【プロジェクトの概要】

- 全ての公共施設※において、2030年度までに再生可能エネルギー由来の電力に切り替えます。
※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に基づき、報告を行っている施設を対象（2025（令和7年）10月現在120施設）
- 再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えや、再生可能エネルギー比率の高い電力プランについて、区民や事業者に情報提供を行い、その選択を促進します。
- 公共施設において、太陽光発電設備や蓄電池システムの導入を検討するとともに、次世代太陽電池について情報収集を行い、社会実装の状況を踏まえながら検討します。

重点プロジェクト2

気温上昇に対する適応策の推進

【プロジェクトの目的】

気候変動に伴う気温上昇が避けられない現状において、区民の安全と健康を守りつつ、快適な生活環境を確保することを目指します。

【プロジェクトの概要】

- 熱中症特別警戒アラート*が発表された際、避難施設として利用できる区内の公共施設をクーリングシェルターに指定します。また、夏季期間にはクールスポット・涼み処として涼める場所を開放します。
- 気候変動に伴い頻発化する豪雨による水害への対策として、他自治体、環境NPO、事業者、大学等と連携し、雨水の貯留・浸透の拡大を図ります。
- 気候変動に伴う気温上昇を考慮し、区は開催するイベントや講座について、状況に応じて開催時期の調整や実施方法の見直しを検討します。





重点プロジェクト3

自然に触れ合える機会の創出

【プロジェクトの目的】

都市部に住む区民が身近に自然と触れ合える環境を整備し、自然への理解と愛着を深める機会を提供します。特に「緑と花の学習園」については、区民が緑を創出するための支援機能(イベントや講座等)の充実を図ります。

【プロジェクトの概要】

- 「緑と花の学習園」の機能を拡充し、イベントや講座等を充実させ、区民が自然と触れ合える機会を創出します。
- 「自然観察会」や「生きものワークショップ」等の開催を通じて、区民等が自然に触れ合える機会を創出します。
- 生物多様性保全のために、植物や生きもの及び生息・生育環境を守り、育て、活かす人材として環境ボランティアを育成し、リーダーとして地域の取組への参画を呼びかけます。

重点プロジェクト4

プラスチック資源循環の更なる推進

【プロジェクトの目的】

国の認可を受けた再商品化計画に基づく新たなルートで、プラスチックのリサイクルを推進します。これにより、プラスチック資源の高度な循環利用を実現するとともに、再生プラスチックの活用と啓発活動の展開を図り、区内循環経済の構築を目指します。

【プロジェクトの概要】

- プラスチック資源の分別方法やリサイクル過程の見える化を積極的に周知し、区民の理解と協力を促進することで、プラスチック分別協力率[※]の向上を図り、焼却されるプラスチックの削減に取り組みます。
- 再商品化計画に基づくプラスチックリサイクル工程を適切に管理します。同時に、再生プラスチックの活用促進と効果的な啓発活動を展開し、区内循環経済の構築を目指します。
- プラスチック製品の製造・販売事業者に対し、自主回収システムの構築と再資源化の取組を積極的に呼びかけ、プラスチック資源の循環利用を促進します。
- 充電式電池の適切な回収と処理を徹底し、収集・処理過程での発火リスクを最小化するため、区民への啓発活動を強化するとともに、安全な回収システムの構築に取り組みます。

※分別協力率:資源化対象プラスチックがごみでなく、資源として適切に排出される比率

重点プロジェクト5

環境学習機会の拡充

【プロジェクトの目的】

持続可能な社会の実現に向けて、区民の環境保全に対するより一層の理解の醸成と取組意欲の増進を図るため、環境学習の機会を拡充します。特に 2026(令和8)年度に拡充するすみだリサイクルセンターでは、地球温暖化対策等に関する展示の充実、フードドライブ、各種資源の回収等資源循環の取組、多様なテーマの環境講座の開催等を行います。これにより、子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら環境について学べる場を提供し、区民の環境問題への理解を深めるとともに、日常生活における環境配慮行動の促進を目指します。

【プロジェクトの概要】

- すみだリサイクルセンターの機能を拡大し、環境学習の重要な拠点として発展させます。
- すみだ環境フェアをはじめとする環境イベントを開催し、子どもから大人まで幅広い世代が楽しみながら環境について学べる場を提供します。
- 「すみだの自然と生きものガイドマップ」や「できることからはじめよう」等の学校向け環境学習・啓発冊子を配布し、学校における環境教育を推進します。

再生可能エネルギー設備と再生可能エネルギー由来電力

太陽光パネル等の住宅や建築物に設置する再生可能エネルギー設備は、発電した電力を自家消費することでCO₂排出量を抑えます。一方、再生可能エネルギー由来電力は、非化石証書等により環境価値を付与し、実質的にCO₂を排出しない電力として利用できます。

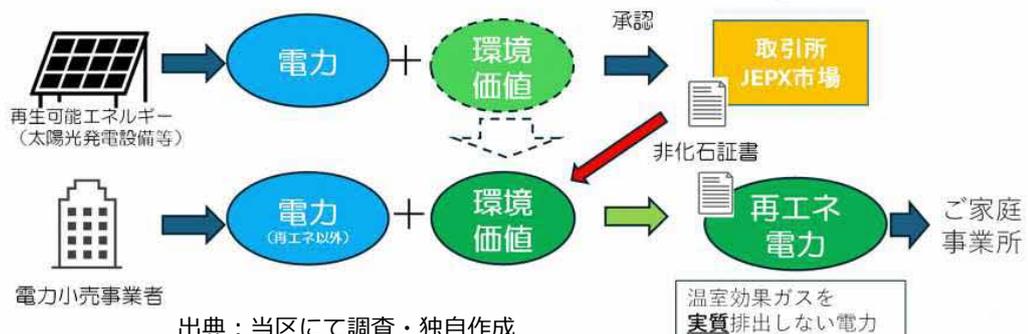
【再生可能エネルギー設備】 CO₂排出の無い発電設備を設置し自家消費をします



※再生可能エネルギー設備には、太陽光発電のように電力を生み出すものだけでなく、太陽熱利用や木質バイオマスなど、熱として利用する設備もあります。これらは自家消費により、電力以外の分野でもCO₂排出削減に貢献します。

【再生可能エネルギー由来の電力】

再生で作られる電力の環境価値を移転・付与・購入することでCO₂排出量をゼロとします



出典：当区にて調査・独自作成

3 基本施策

基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現 (墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編))



施策展開の方向性

本区では、2021(令和3)年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明し、温室効果ガス削減に向けた取組の普及や区民・事業者個々の脱炭素化に向けた行動促進を進めてきました。

引き続き地球温暖化を世界共通の問題として捉え、脱炭素社会の実現に向けて、公共施設での率先垂範のもと、家庭・事業所における省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーへの転換を軸に、住宅・ビルのZEH・ZEB化と断熱改修の加速、太陽光発電設備・蓄電池・燃料電池の普及を促進します。また、EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車)等の普及促進や充電インフラの整備、シェアサイクルの推進と公共交通連携で移動の脱炭素化を図ります。

そして、区民や事業者、区との共創を通じ、「ゼロカーボンシティすみだ」の基盤を2035年までに構築します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値 2035(令和17)年度
区域のエネルギー消費量	TJ	2000(平成12)年度 17,187	6,641
区域の温室効果ガス排出量	千t-CO ₂ eq	2000(平成12)年度 1,265	506
区域の太陽光発電設置容量	kW	2024(令和6)年度 5,959	52,721
区有施設 [※] の再生可能エネルギー電力導入率	%	2024(令和6)年度 0.8	100

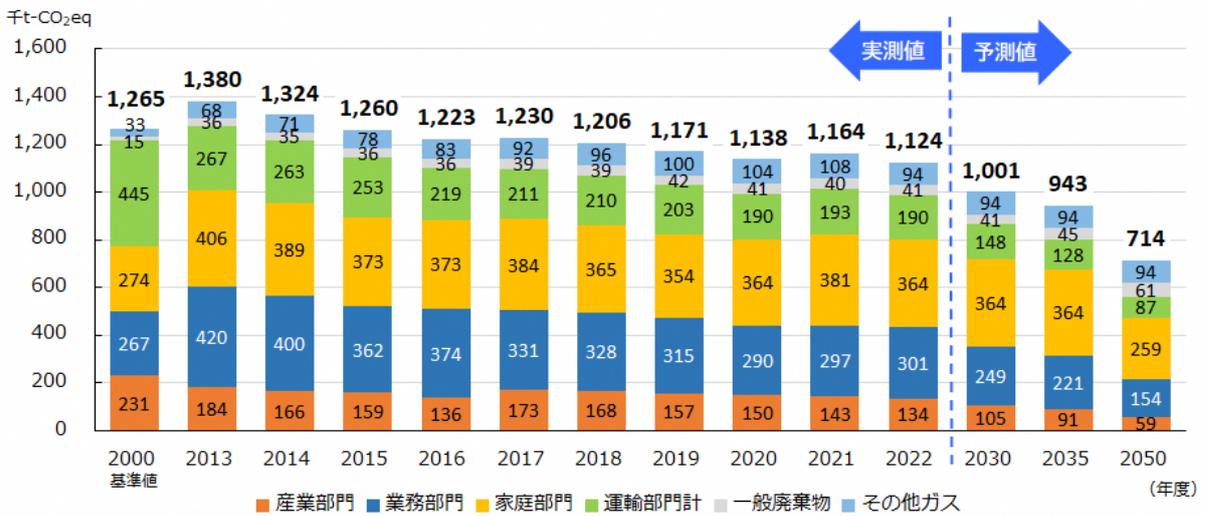
※省エネ法に基づき、報告を行っている施設を対象(2025(令和7)年10月現在120施設)

温室効果ガス排出量削減目標

2050年ゼロカーボンの達成に向け、東京都が掲げる「2035年度までに2000年度比60%以上削減」の目標を踏まえ、本区では、2035年度の区域の温室効果ガス排出量について2000年度比60%削減を目標とします。

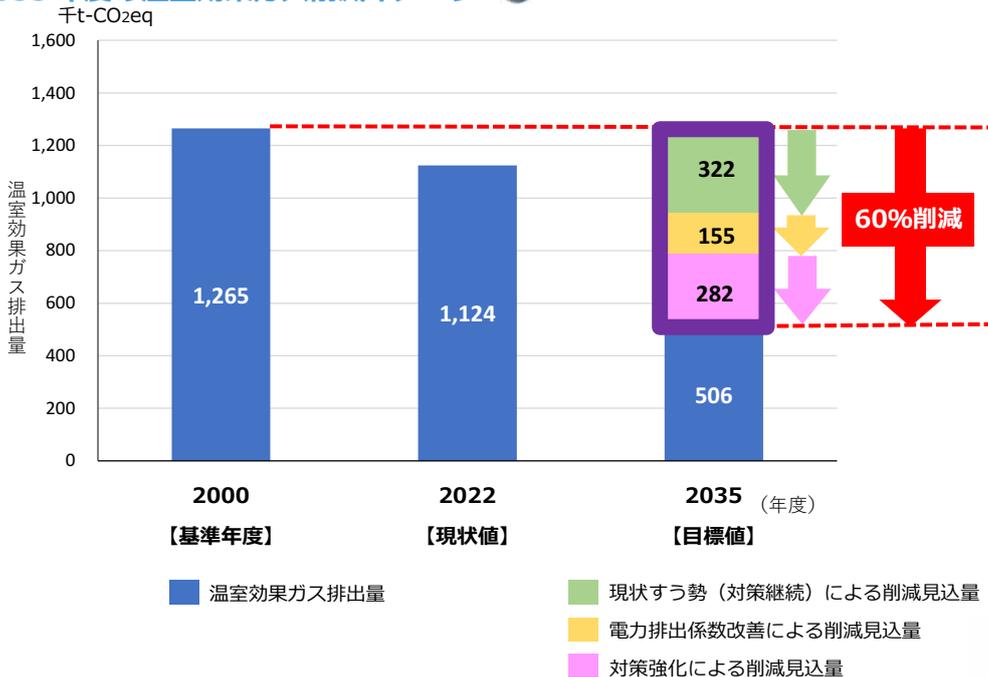
**2035（令和17）年度における温室効果ガスを
2000（平成12）年度比 60%削減**

● 墨田区の温室効果ガスの実績値とBAU※推計値 ●



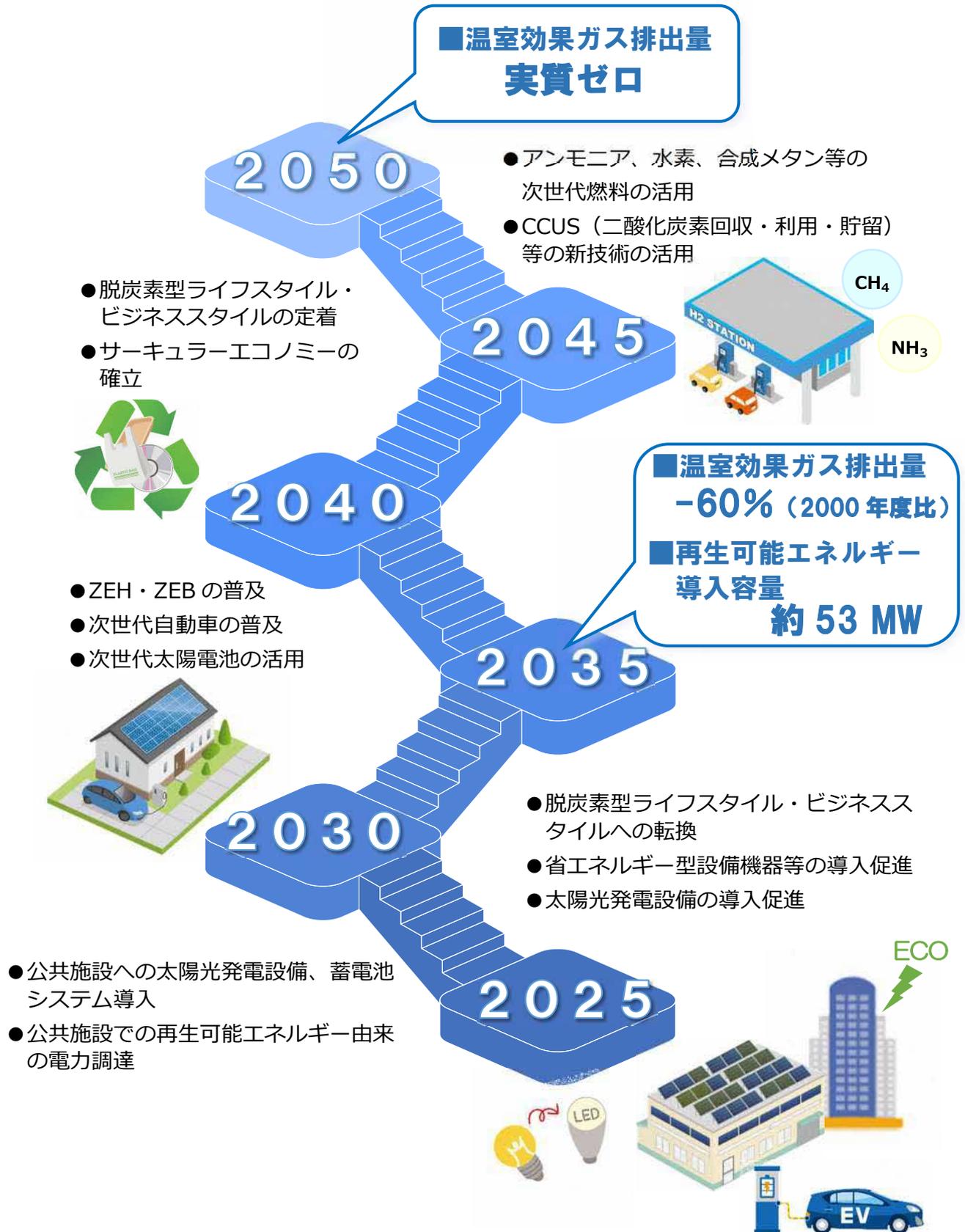
※BAU (Business As Usual) : 現状のままで追加の対策を取らなかった場合に予想される将来の排出量
※対象部門の主な排出源については、P86を参照

● 2035年度の温室効果ガス削減イメージ ●

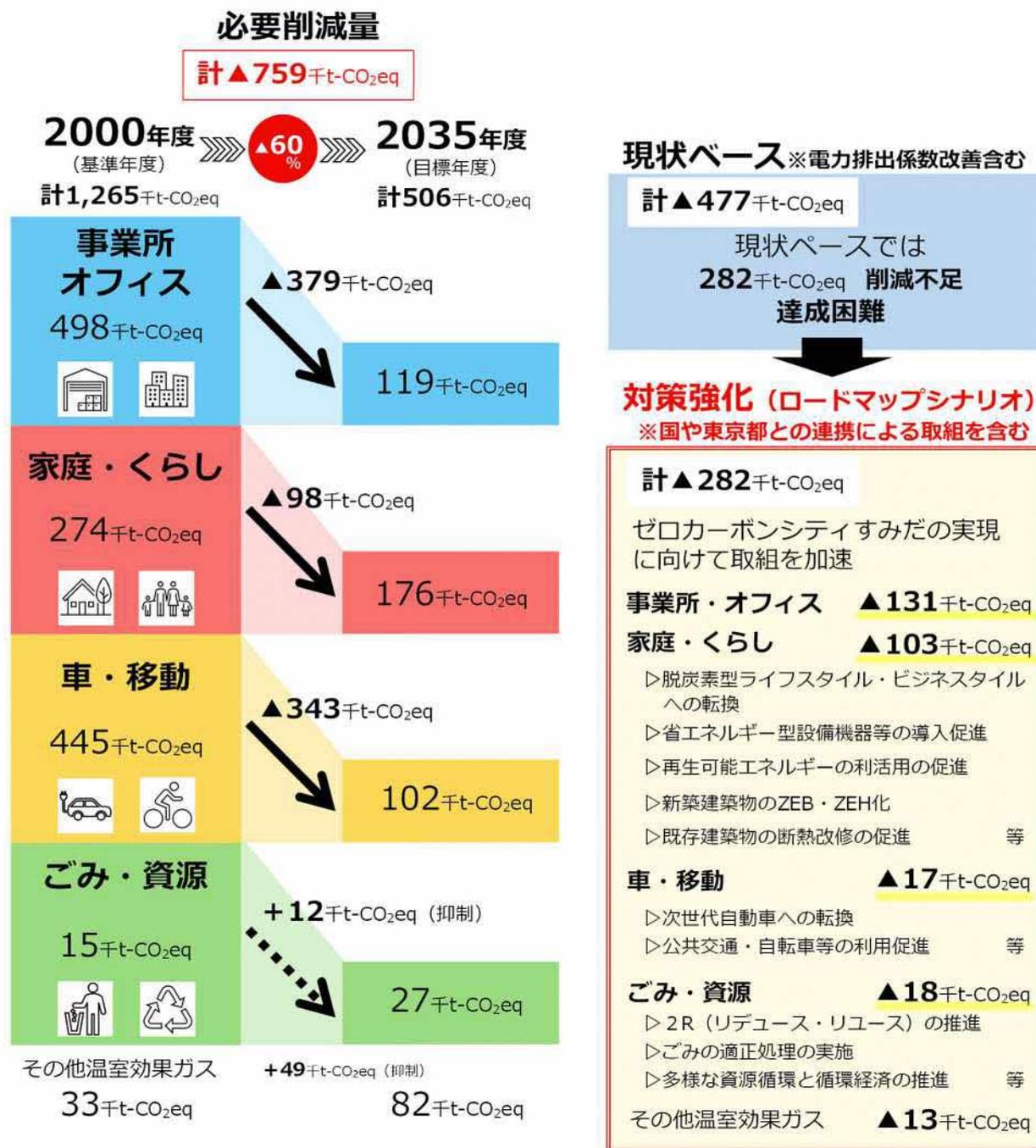


※電力排出係数改善による削減見込量: 2035年度の電力排出係数 0.25kg-CO₂/kWh を想定





● 温室効果ガス排出量の部門ごとの目標値（ロードマップシナリオ） ●



※上図は、国の「地球温暖化対策実行計画（部門別排出量）」に基づく部門区分（産業、業務、家庭、運輸、廃棄物、その他ガス）を日常的な名称に言い換え、視覚的に整理したものです。

※「事業・オフィス」の温室効果ガス排出量は部門区分の「産業」と「業務」を合算した数値となります。

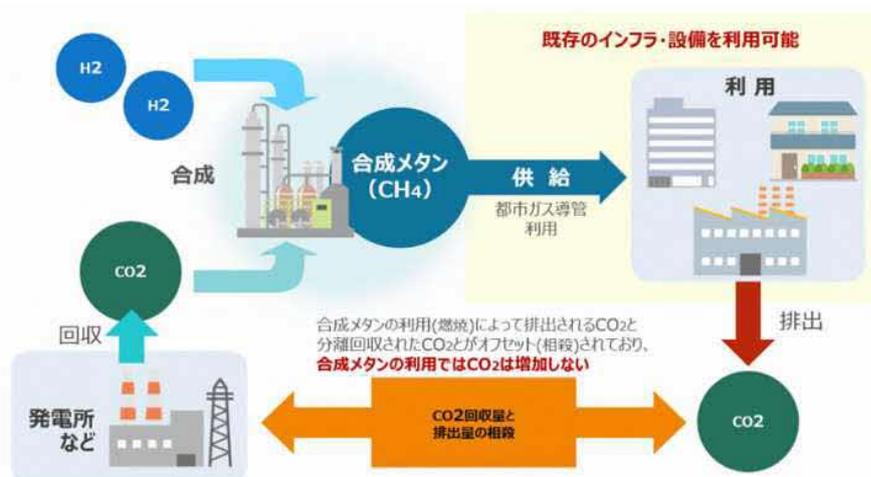


● 合成メタン (e-methane)

国の「第7次エネルギー基本計画」においては、電化が困難である等脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められています。

その手段の一つとして、水素等（水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン）やCCUS等を活用した対策を将来に向けて進めていく方針が示されています。

その取組の一つが、水素とCO₂から合成（メタネーション）された合成メタン（e-methane）で、既存のインフラ等を利用できること等、熱エネルギーの円滑な脱炭素化に寄与し得るものと位置付けられています。



出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ
 ガスのカーボンニュートラル化を実現する「メタネーション」技術
 (<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/methanation.html>)

● CCUS (二酸化炭素 (CO₂) 回収・利用・貯留)

CCUSは、二酸化炭素を回収し、有効利用や貯留を行うことにより、大気中に放出させない技術で、「CCS (Carbon dioxide Capture and Storage : 二酸化炭素 (CO₂) 回収・貯留)」と「CCU (Carbon dioxide Capture and Utilization : 二酸化炭素 (CO₂) 回収・利用)」の2つの言葉を合わせたものです。

■ CCS

火力発電所や工場の煙突から出るCO₂を特殊な装置で分離・回収し、パイプや船で運んで、地下1,000m以上の深い地層に閉じ込めて貯める技術

■ CCU

CO₂を燃料やプラスチック等に変換して利用したり（カーボンリサイクル）、CO₂のまま直接利用する等、様々な方法で資源としてCO₂を有効利用する技術

主な CO₂ の利用方法

用途	概要
化学製品の原料としての利用	回収されたCO ₂ をプラスチックや合成繊維、肥料などの化学製品の原料として利用します。
燃料の原料としての利用	回収されたCO ₂ を合成燃料やバイオ燃料、合成メタンの原料として水素と共に利用します。
CO ₂ の鉱物化	回収されたCO ₂ をカルシウムやマグネシウム、鉄などの金属との反応により炭酸塩の製造に利用します。またCO ₂ を吸収することにより硬化する性質をもつコンクリートなどが開発されています。
植物栽培の促進	CO ₂ は光合成に必要な物質であるため、温室や農業施設での植物栽培に使用されることがあります。これにより、植物の生育を促進し、収穫量を増加させることができます。
CO ₂ の直接的な利用	ドライアイスに加工して生鮮食品の輸送時の保冷剤に使用されるなど、CO ₂ としてそのまま利用されることがあります。また、溶接時に溶接部を覆い大気中の酸素などから溶接部を保護するシールドガスとしてCO ₂ が使用されることがあります。
石油増進回収 (地中に閉じ込めて石油・ガス採掘の効率化)	CO ₂ を地中に注入し、石油や天然ガスの採掘を効率化する「CO ₂ -EOR (Enhanced Oil Recovery)」技術があります。これにより、資源の回収率が向上し、石油・ガスの生産コストが低減されます。なお、この技術はCCSに分類されることもあります。

出典：環境省ホームページ「CCUSについて」
 (<https://www.env.go.jp/earth/ccs/about-ccus.html>)

期待される行動

区民

- 日々の暮らしの中で「デコ活」に取り組み、環境負荷*の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
- 省エネ型の家電製品や照明、高効率給湯器を購入・利用します。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力プランへの見直しに努めます。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- 自動車の運転時は、エコドライブ*を実践するとともに、買換え時には、EV、FCV、PHEV（プラグインハイブリッド）等、次世代自動車の導入を検討します。
- 住宅の新築や改築を行う場合や賃貸住宅を選ぶ際は、省エネルギー性能の高い住宅、断熱性に優れた住宅の選択、ZEHの導入を検討します。
- 再配達による温室効果ガスの削減のため、宅配ボックス設置の検討を含め、宅配便は1回で受け取るように心がけます。

事業者

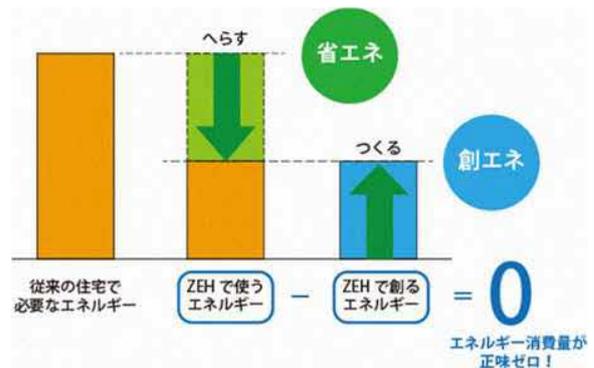
- 日々の業務の中で「デコ活」に取り組み、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を図ります。
- 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施等のエコチューニングを実施します。
- 「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入等、事業所の省エネ化に努めます。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力プランへの見直しに努めます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、買換え時には、EV、FCV、PHEV（プラグインハイブリッド）等、次世代自動車の導入に努めます。
- 共同配送を採用する等、物資輸送の省エネ化に努めます。
- 事業所の新築や改築を行う場合やテナントを選ぶ際は、省エネルギー性能の高い建物、断熱性に優れた建物の選択、ZEBの導入、国産木材の積極的な利用に努めます。
- カーボン・オフセット*、カーボンプレジット*の可能性について検討します。



ZEH・ZEB

ZEH（Net Zero Energy House：ゼッチ）とは、住宅の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のことで、ZEHの集合住宅版がZEH-Mです。（以下ZEH-Mも含め「ZEH」という。）ZEHがエネルギー対策を行った一般住宅を指すのに対し、ZEB（Net Zero Energy Building：ゼブ）はエネルギー対策を行ったビルや工場、学校等の建築物を指します。

国では、2030年までに新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目標に掲げています。その足掛かりとして、2025（令和7）年4月からは、原則として全ての新築建築物（住宅・非住宅）で省エネ基準への適合が義務化されています。

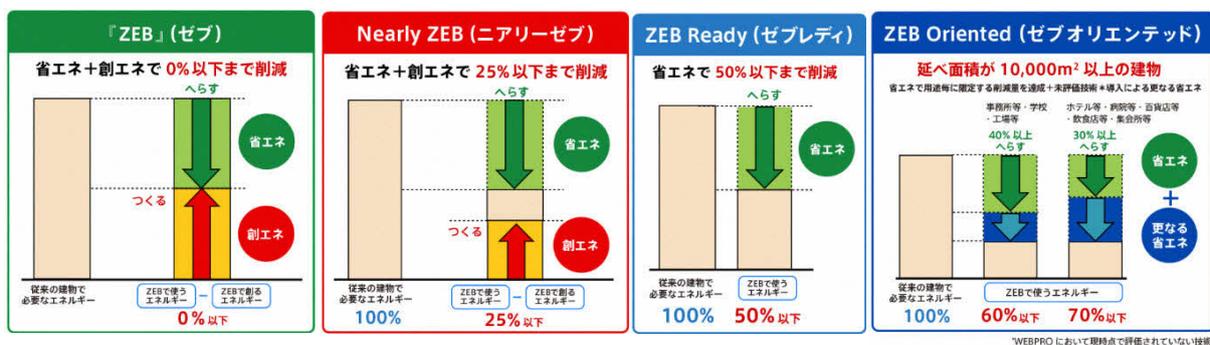


【ZEH・ZEBのメリット】

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができる等のメリットがあります。さらに、高い断熱性能を有する建物は、室内に寒さや暑さの影響が伝わりにくくなるため、快適な室内環境を維持できるほか、急激な温度変化で身体がダメージを受けるヒートショックの防止等の健康面でもメリットがあります。

【ZEH・ZEBの種類】

ZEH・ZEBは、建物で使用するエネルギー消費量の程度に応じていくつかの段階に分かれています。エネルギー消費量正味ゼロを達成するのは難しい場合でも、まずは達成できそうな段階からZEH・ZEB化を目指していくこともできます。また、国等では2030年に向けて、ZEH・ZEB化に関する補助金制度等を充実させています。



出典：環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL」（<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>）

区の取組

個別目標 1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

施策の方向（1） 家庭における脱炭素化の促進

家庭における温室効果ガス排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する普及啓発を推進し、脱炭素型の新しい豊かな暮らしの実現に向けて製品・サービスを選択する脱炭素型ライフスタイルへの転換を図ります。

施策の方向（2） 事業所における脱炭素化の促進

事業所における温室効果ガス排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する補助や融資等の情報提供を行い、脱炭素型のビジネススタイルへの転換、脱炭素経営の促進を図ります。

また、フロン類を含む機器の適正管理の呼びかけ、フロン類の漏えい防止を促進します。

施策の方向（3） 建築物における脱炭素化の促進

住宅や事業所のZEH、ZEH-M化、ZEB化の推進や断熱リフォーム等の建築物の省エネルギー性能の向上を図ります。また、木材利用による炭素固定を図り、脱炭素化を促進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	家庭や事業所において効果的な省エネルギー化、脱炭素化に向けた行動促進のため、「デコ活」の取組を呼びかけます。	環境保全課
②	家庭や事業所の脱炭素化に向けたライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素化に関する情報の提供、環境イベント、環境学習講座等での普及啓発を図ります。	環境保全課 経営支援課
③	都と連携して、家庭や事業所向け省エネ診断を周知し、受診を促進します。	環境保全課
④	地球温暖化防止設備導入助成制度の内容の充実を図り、地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を促進します。	環境保全課
⑤	事業所における省エネルギー行動促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	環境保全課
⑥	代替フロン使用製品使用時の漏えい防止管理の徹底を呼びかけます。	環境保全課
⑦	住宅や建築物の新築、増改築時のZEH化、ZEB化を促進します。	環境保全課
⑧	中・大規模の民間建築物等における木造木質化建築物の普及を促進します。	環境保全課





	取組内容	担当部署
⑨	「墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）」を推進します。	全課
⑩	公共施設、学校施設の改修や設備更新の際には、断熱性能の向上や高効率空調・省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	公共施設マネジメント推進課 庶務課
⑪	公共施設、学校施設の新築・増改築に当たって、ZEB化の実現を目指すとともに、木材利用を検討します。	公共施設マネジメント推進課 庶務課 施設整備所管課
⑫	公共施設の照明及び道路照明灯をLED化し、照明の高効率化を推進します。	公共施設マネジメント推進課 道路・橋りょう課
⑬	庁舎リニューアルプランを推進します。	総務課

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな生活を創る国民運動）

「デコ活」は、環境省が2022（令和4）年10月に開始した、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、国民一人ひとりの暮らしとライフスタイルの変革を後押しする国民運動です。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と環境に優しい「エコ」を組み合わせた造語で、デコ活は、日常で気軽に環境配慮行動を選び、共有し、豊かさと持続可能性を両立する社会を目指す取組です。

「くらしの10年ロードマップ」には、国民・消費者目線で、衣食住・職・移動・買物の各分野で脱炭素につながる豊かな暮らしへの取組が示されています。



出典：環境省ウェブサイト「デコ活」(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)

個別目標1-2 再生可能エネルギーの導入促進

施策の方向(4) 再生可能エネルギーの利用拡大

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの更なる利用拡大のため、住宅や事業所等への再生可能エネルギー設備設置を促進します。

また、水素エネルギー等のクリーンな次世代エネルギーについては、最新の技術動向についての情報を収集し、導入可能性の検討等を行います。

施策の方向(5) 再生可能エネルギー由来電力調達の促進

再生可能エネルギー由来の電力調達の促進に向けて、区民や事業者に対し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択や、再生可能エネルギー由来電力の契約プランの情報提供を行い、区内で使用される電力の脱炭素化を図ります。

施策の方向(6) 公共施設における再生可能エネルギーの導入・活用の推進

区役所をはじめとする区が管理する公共施設においては、再生可能エネルギー設備の導入と再生可能エネルギー由来の電力契約を推進し、使用電力の再生可能エネルギー比率の向上を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	太陽光発電システムや蓄電池システムの導入促進に向け、普及啓発を行います。	環境保全課
②	区民や事業者が地球温暖化防止設備を導入する際の費用の助成や融資等を行い、再生可能エネルギーの区域内的の普及を促進します。	環境保全課 経営支援課
③	再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えや、再生可能エネルギー比率の高い電力プランについて、区民や事業者へ情報提供を行い、その選択を促進します。	環境保全課
④	使用済み太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。	環境保全課
⑤	公共施設・学校施設において、太陽光発電設備や蓄電池システムの導入を検討するとともに、次世代太陽電池について情報収集を行います。	公共施設マネジメント推進課 庶務課 環境保全課
⑥	公共施設において、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えます。	環境保全課 施設所管課
⑦	イベント等において、グリーン電力証書*システムの電力を活用し、再生可能エネルギーの普及・促進を図ります。	環境保全課



個別目標 1-3 脱炭素型まちづくりの推進

施策の方向 (7) 次世代自動車への転換の促進

移動に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、EV、FCV、PHEV(プラグインハイブリッド)等の次世代自動車の普及を促進するとともに、住宅やビルへのEV充電設備等の設置拡大を促進し、区内の充電インフラを拡充します。

施策の方向 (8) 公共交通・自転車の利用促進

区民や区で働く人だけでなく、区外から訪れる観光客等が公共交通機関、自転車、徒歩等により快適に移動ができ、環境負荷を低減する交通環境づくりを促進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	次世代自動車や充電設備に関する情報提供を行い、区民や事業者への次世代自動車の普及を促進します。	環境保全課
②	自動車からの温室効果ガス排出削減のため、区民、事業者に対して、アイドリングストップ等のエコドライブの普及啓発を行います。	環境保全課
③	地域冷暖房*や余剰電力の融通の仕組み等、脱炭素先行地域での先進的な取組を研究・検討し、まちの脱炭素化を図ります。	環境保全課
④	シェアリングサービスは便利で環境にやさしい移動手段であることから、地域によるポートの整備格差が解消されるよう運営事業者を支援するとともに、公有地等の活用に向けた検討を行っていきます。	土木管理課 都市計画課
⑤	公共交通の利便性向上を図るとともに、自転車や舟運等を活用し、交通ネットワークの充実を図ります。	都市計画課 道路・橋りょう課
⑥	区外から訪れる観光客等を含め、公共交通機関の積極的な利用のための普及啓発を行います。	環境保全課 都市計画課
⑦	庁有車の次世代自動車への転換及び公共施設への充電設備設置に係る検討を行います。	環境保全課 総務課 関係各課

基本目標2 安全・安心・快適な生活環境の確保 (墨田区気候変動適応計画)



施策展開の方向性

近年の気候変動による自然災害や健康被害の影響を踏まえ、レジリエントなまちづくりを推進します。インフラ整備と区民の行動変容の両面から、災害危機に強く柔軟に対応できる体制を構築していきます。また、大気や河川、騒音等に関する調査を継続的に実施し、良好な生活環境の確保に努めることで、都市・生活型公害を防止し、健康で心地よさを実感できる住みよいまちを次世代に引き継ぐことを目指します。

区民・事業者・区が連携して、ごみやたばこのポイ捨て防止等のまちの美化に取り組むとともに、墨田区固有の歴史的・文化的な資源を活かしたまち並みの形成や、豊かな水辺を活用した景観づくりを進めます。これらの取組を通じて、地域の特色を生かした「すみだらしい」景観を創出し、環境と調和した魅力的なまちづくりを実現していきます。

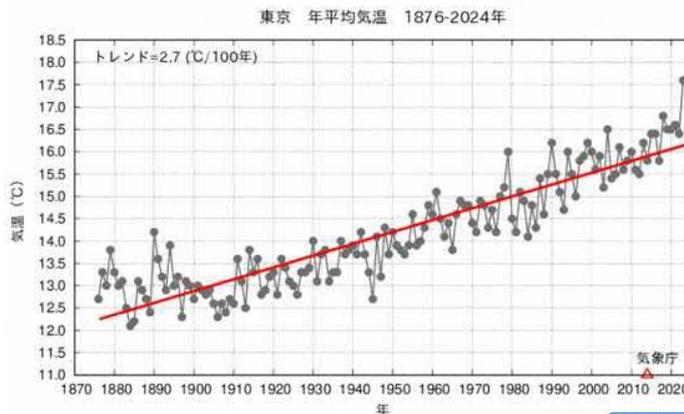
成果指標

指標	単位	基準値	
		2024 (令和6) 年度	2035 (令和17) 年度
雨水総貯留容量	m ³	27,521	33,000
大気環境基準達成率 (SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、PM2.5)	%	100	100
アスベスト立ち入り現場における作業基準適合割合	%	53	70
クールスポット協力施設	カ所	29	45



気候変動の影響

東京管区気象台（千代田区）における年平均気温の経年変化（統計期間：1876～2024）は100年当たりで2.7℃上昇しています。降水量では、日降水量100mm以上の年間日数が増加している一方、年間無降水日数にも増加傾向が見られます。2025（令和7）年3月に東京管区気象台が作成したリーフレットでは、20世紀末と比較し、東京都の21世紀末の年平均気温は2℃上昇シナリオ※1では1.4℃、4℃上昇シナリオ※2では4.3℃上昇し、年間猛暑日日数は2℃上昇シナリオでは約8日、4℃上昇シナリオでは約30日増加することが予測されています。



出典：気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）
(https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Tokyo/index_past.html)

21世紀末の予測

熱中症等のリスク増加

東京都の年平均気温は、20世紀末と比べて、
2℃上昇シナリオで約**1.4℃**、4℃上昇シナリオで約**4.3℃**上昇

年間猛暑日日数 2日 → **約8日 / 約30日**
年間熱帯夜日数 7日 → **約21日 / 約62日**

日数は左から、東京都平均の20世紀末の観測値、21世紀末（2℃ / 4℃上昇シナリオ）の予測値

猛暑日は日最高気温が35℃以上の日です。
熱帯夜は夜間の最低気温が25℃以上の日を指しますが、ここでは便宜上、
日最低気温が25℃以上の日を熱帯夜として扱っています。

21世紀末の予測

傘は全く役に立たなくなるような降り方です

土砂災害や濁水等のリスク増加

20世紀末と比べて、関東甲信地方の
1時間降水量50mm以上の年間発生回数は、
2℃上昇シナリオでは約**1.9倍**、4℃上昇シナリオでは約**3.5倍**に増加
雨の降らない日は年間で、
2℃上昇シナリオでは約**4日**、4℃上昇シナリオでは約**10日**増加

出典：東京都の気候変動（東京管区気象台）令和7年3月

※1 4℃上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇する追加的な緩和策を取らなかった世界。
※2 2℃上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇するパリ協定の2℃目標が達成された世界。

このような気候変動により、自然災害のリスクが高くなるほか、私たちの生活や健康に様々な影響が及ぼされることが予測されています。

- 健康リスクの拡大：真夏日・熱帯夜・猛暑日の増加により、高齢者や子どもを中心に熱中症等のリスクが高まります。夜間も気温が下がらないため、睡眠の質の低下や生産性の低下も懸念されます。
- 水害の深刻化：短時間強雨の頻発に伴い、下水道の排水能力を超える内水氾濫の可能性が高まります。加えて、広域的な大雨では河川の水位上昇が重なり、隅田川や荒川をはじめとする河川の氾濫リスクが増加します。
- 連鎖する影響：浸水により交通・ライフライン・医療提供体制等が同時多発的に影響を受け、エレベーター停止や地下施設の浸水等、日常の前提が崩れる可能性があります。
- 生活コストの上振れ：猛暑対応の冷房需要増で電力ピークが上がり、家庭・事業者のエネルギー負担の増大が予想されます。

期待される行動

区民

- 暮らしの中から生じる騒音の防止等、近隣に配慮した生活を心がけます。
- エコドライブに努め、騒音や振動が発生しない自動車やバイクの運転を心がけます。
- 日常生活における節水や効率的な水利用を心がけます。
- ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしない等、ルールやマナーを守り、まちの美化に努めます。
- 自転車は交通ルールを守り、自転車駐輪場等定められた場所に駐輪します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内に雨水浸透柵や雨水タンクの設置を検討・導入することにより、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- こまめな水分補給やクールスポット、涼み処の活用等、熱中症の予防に努めます。

事業者

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民等からの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- 事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加します。
- 来訪者の自転車・自動車が通行の妨げにならないように十分なスペースを確保するとともに、定められた場所に駐車・駐輪します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内への雨水浸透柵や雨水タンク等の設置、透水性舗装の採用を検討・導入することにより、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- 災害時の避難場所や物資を備えます。
- こまめな水分補給や適度な休憩等により、熱中症の予防に努めます。
- 多くの人が利用できる場所ではミスト設備の設置等涼しさを感じられる対策の実施や、クールスポット協力施設として開放する等、熱中症対策に協力します。





区の実組

個別目標 2-1 レジリエントなまちづくりの推進

施策の方向（9） 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨等による浸水、河川氾濫等の災害に対する被害軽減に向け、雨水の貯留・浸透及び利用促進等により下水道への負担を軽減し、区内の災害対策を推進します。

また、災害発生時における区民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携し、各種ライフラインや交通網の強靱性の確保や復旧に向けた体制の整備を進めます。

施策の方向（10） 地域防災力の強化と行動変容の促進

墨田区水害ハザードマップの周知を図り、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、下町らしい人と人とのつながりの中で、いざという時は地域が一丸となって助けあえる、自助・共助・公助の連携を構築します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	堤防等の耐震性や治水機能の向上を促進します。	都市整備課
②	助成制度の活用促進や、条例・要綱に基づく指導により、雨水貯留槽の設置、浸透ブロックや浸透舗装を促進します。	環境保全課 環境政策課
③	下水道の排水能力の強化を促進します。	都市整備課
④	家庭・事業所・地域団体等へ、太陽光発電や蓄電池、コージェネレーションシステム*、EV、FCV等の導入による災害時の有用性について周知・啓発を図ります。	環境保全課
⑤	防災拠点となる公共施設において、再生可能エネルギー、次世代自動車等を活用した災害に強い自立分散型エネルギー*システムを構築し、防災機能を向上するとともに、施設運営における災害時の対応を強化します。	環境保全課 防災課 各施設所管課
⑥	市街地の再開発や整備等のまちづくりの機会においては、浸水対策を検討します。	都市整備課
⑦	公園において、雨水の貯留・浸透による洪水の抑制、緑地の維持管理等によりグリーンインフラの充実を図っていきます。	公園課 環境政策課
⑧	災害リスク軽減のため墨田区水害ハザードマップやマイ・タイムライン*を活用し、区民・事業者への水害時の対応について普及啓発を進めます。	防災課
⑨	気候変動の影響による降水パターンの変化による渇水（給水制限）の増加に備え、節水・雨水利用に関する啓発・情報発信を行います。	環境保全課 環境政策課

取組内容		担当部署
⑩	雨水利用ネットワーク事業を推進します。	環境政策課
⑪	自治体や民間団体、事業者等との災害時の協力協定の締結やその実効性の向上を図り、災害時における区民生活への影響を可能な限り低減できるように努めます。	防災課

レジリエントなまちづくり

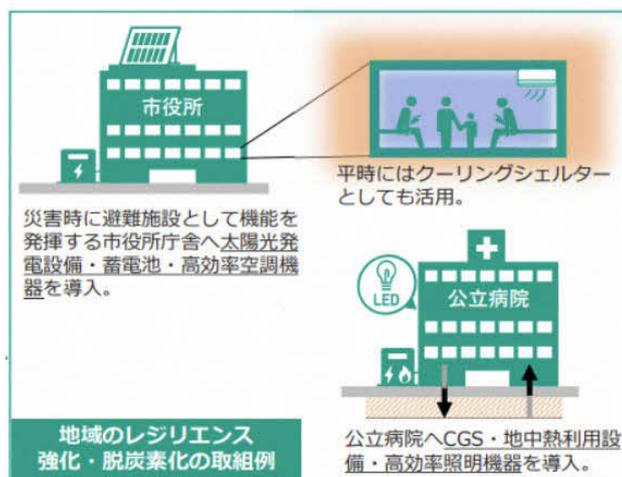
「レジリエント」とは、直訳すると「しなやかな強さ」を意味し、大きな災害や環境変化があっても、被害を最小限に抑え、素早く回復し、さらに次に備えてより強く成長していく力のことです。

近年、気候変動の影響により、短時間の集中豪雨や河川の氾濫等、私たちの生活を脅かす災害が全国各地で発生しています。こうした中で、地方自治体が進めるまちづくりにおいても、「災害に強く、安全で安心して暮らせるまち」をつくるのが大きな課題となっています。

本区では、雨水を一時的に貯めてゆっくり浸透させる貯留・浸透施設や、雨水の利活用を推進することで下水道への負担を減らし、水害被害の軽減を図ります。また、災害時にライフラインや交通網が途絶しないよう、関係機関と協力して強靱な設備や復旧体制を整えています。災害時の停電対策も考慮し、太陽光発電設備や蓄電池、EVやFCV等を非常用電源として活用できるよう、公共施設への設置・導入を進めています。また、一時集合場所となる公園でもソーラー照明灯やかまどベンチ、マンホールトイレ等の防災機能を有する設備設置を進めています。さらに、「墨田区水害ハザードマップ」の活用や地域のつながりを通じて、自助・共助・公助が連携できる体制を強化しています。

レジリエントなまちづくりは、施設や制度の整備だけでなく、地域住民一人ひとりの意識と行動があってこそ実現します。日頃から備えを確認し、地域で助け合える関係を築くことが、災害に負けないまちへの第一歩です。

【環境省が目指す地域のレジリエンスと地域の脱炭素化を同時実現】



出典：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト
(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/resilience/>)



第1章
第2章
第3章
第4章
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
第5章
資料編



個別目標 2-2

気温上昇に適応するまちづくりの推進

施策の方向 (11) 健康被害対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民に向けて予防に関する情報提供、普及啓発を行うほか、熱中症特別警戒アラートやクーリングシェルターの周知広報活動を進めます。

施策の方向 (12) ヒートアイランド対策の推進

建物の建築断熱改修や、屋上緑化・壁面緑化、公園や街路樹等の緑の整備、打ち水等によりヒートアイランド対策を推進します。

※建物対策は基本目標 1 へ、緑化は、基本目標 3 へ、

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	気温上昇に伴う熱中症対策として、各種広報媒体等を用いた情報発信を迅速に行い、関連機関を通じて周知等の強化を図ります。	健康推進課 環境保全課 関係各課
②	熱中症特別警戒アラートが発表された際、避難施設として利用できる区内の公共施設をクーリングシェルターに指定します。また、夏季期間にはクールスポット・涼み処として涼める場所を開放します。	環境保全課 高齢者福祉課
③	ジカ熱・デング熱の媒体となる蚊の生息状況、ウイルス保有状況を調査し、感染拡大の防除に努めるとともに、区民に対して感染症リスクに関する情報提供を行い、健康被害の発生防止に努めます。	生活衛生課 保健予防課
④	薬剤師会との連携により、すみだひと涼みスポット薬局を設置し、熱中症予防に努めます。	健康推進課
⑤	「すみだ打ち水推進月間」「おうちde打ち水」を通して、ヒートアイランド現象の緩和と雨水の有効利用について啓発します。	環境政策課
⑥	気候変動に伴う気温上昇を考慮し、各課は開催するイベントや講座について、状況に応じて開催時期の調整や実施方法の見直しを検討します。	関係各課

個別目標2-3 節水と雨水活用の推進

施策の方向(13) 節水の推進

降水パターンの変化等により、墨田区の水源地となっている江戸川で渇水(給水制限)が増加する可能性があるため、区民に向けて日常生活における節水や効率的な水利用に関する情報提供を行います。

施策の方向(14) 雨水利用の啓発・普及の推進

雨水利用のメリットや区における取組状況等の情報を発信し、区民・事業者の自主的な雨水利用を促進します。

施策の方向(15) 広域連携による雨水利用の推進

他自治体・雨水に関する環境NPO・事業者・大学等との連携強化を図りながら、雨水利用を推進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	各種講座やイベント等で節水や水循環に関する啓発を図るとともに、ホームページ等において節水の情報を発信します。	環境保全課
②	区報やホームページ等で雨水利活用や雨水タンク等の雨水利用促進助成制度について周知を行います。	環境政策課
③	条例や要綱に基づき、雨水の貯留・浸透指導を実施し、区民・事業者の雨水利用を促進します。	環境保全課
④	雨水ネットワーク事業を推進し、他自治体、環境NPO、事業者、大学等と連携した取組を進めます。	環境政策課
⑤	雨水利用に関する講座・出前授業等を実施し、雨水利用の普及啓発を図ります。	環境政策課

墨田区の雨水利用

雨水利用とは、建物の屋根等に降った雨を貯留槽(タンク)に貯め、貯めた雨水を樹木への散水、トイレの洗浄水等に利用することです。墨田区は東京都東部低地のゼロメートル地帯に位置し、かつては「都市型洪水」に悩まされてきました。その解決策として、全国に先駆けて雨水利用に取り組み、雨水の更なる活用の推進に努めています。

《雨水利用の主なメリット》

- **節水効果**：水道水の使用量を減らすことができ、水道料金の削減になる
- **洪水対策**：豪雨の際には、一時的に雨水を貯めて、洪水リスクを低減させる
- **防災対策**：平時から雨水を貯めておくことで、災害時の生活用水に活用できる





個別目標 2-4

公害対策の推進

施策の方向 (16) 良好な生活環境の確保

大気汚染、水質汚濁、騒音等について、環境基準の達成及び区民の良好な生活環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立入検査等の取組を実施します。

施策の方向 (17) 監視・測定の実施

大気、水質、騒音等、区内の環境状態の監視・測定を実施します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	良好な生活環境を確保するため、事業所・工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導や適切な助言を行います。	環境保全課
②	大気、河川水質、騒音等の監視・測定を行い、結果についてわかりやすい情報発信に努めることで、環境基準の達成に向けて、区民や事業者にも環境改善への取組を働きかけます。	環境保全課
③	区民等からの公害苦情に対応するとともに、事業者に対して環境配慮への理解を高めるための啓発を行います。	環境保全課
④	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の発生源となる設備機器等に対して、区内中小企業への融資あっせんを通して公害防止を促進します。	経営支援課
⑤	アスベスト対策に関する周知を行うとともに、調査費用の助成や対策工事の融資あっせんにより健康被害対策を推進します。	環境保全課 経営支援課
⑥	ダイオキシン等の有害化学物質や放射線に関する調査を実施し、環境リスクの軽減に努めます。	環境保全課

個別目標2-5 まちの美化・景観の保全

施策の方向(18) まちの美化の推進

路上喫煙防止やごみのポイ捨て防止を呼び掛けるとともに、地域との協働による「クリーンアップキャンペーン」等を実施して、区民・事業者との協働によりまちの美化を推進します。

施策の方向(19) 魅力ある景観の形成

墨田区景観計画の「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」という景観まちづくり像の実現に向けて、地域の特色を生かしたすみだらしい景観を形成します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	区民・事業者との協働により「クリーンアップキャンペーン」を実施します。	地域活動推進課 すみだ清掃事務所
②	啓発指導員によるパトロール等を通じて喫煙者のマナー向上に努め、路上喫煙防止対策を推進します。	地域活動推進課
③	老朽危険家屋等の所有者等への指導・助言等を実施し、地域の安全を確保します。	安全支援課
④	景観条例や景観計画に基づき、魅力あるすみだらしい景観の形成に努めます。	都市計画課
⑤	「放置自転車追放キャンペーン」等放置自転車の抑制に向けた啓発等を実施し、放置自転車削減を推進します。	土木管理課
⑥	定期的なパトロールの実施により、道路不正使用の是正を推進します。	土木管理課



基本目標3 自然共生社会の実現



施策展開の方向性

本区は豊かな水辺に囲まれ、江戸時代から四季の自然を楽しむ文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。住宅等の密集により、一定規模の緑地を新たに創出することは難しい状況ですが、引き続き「まちなかに点在する緑」や「街路樹」を増やし、うるおいとやすらぎを得るとともに、生物多様性の保全に向けエコロジカルネットワーク^{*}の形成を推進します。区民・事業者と連携し、花や緑の充実を図り、自然と共生する社会を目指します。

成果指標

指標	単位	基準値	
		2024 (令和6) 年度	目標値 2035 (令和17) 年度
区内公園面積 ^{※1}	ha	65.4	72.7
みどり率 ^{※2}	%	20.8	21.0
緑化講習会への申込者数	人	521	580
自然観察会への申込者数	人	323	360

※1 「墨田区公園マスタープラン」に基づく基準値（2024（令和6）年4月1日現在）と目標値（2041（令和23）年度）

※2 「第二次墨田区緑の基本計画～墨田区生物多様性地域戦略～」に基づく基準値（2018（平成30）年度）と目標値（2040（令和22）年度）

エコロジカルネットワーク

エコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）とは、生物多様性の拠点（コアエリア）となる優れた自然環境を持つ地域を、生態的回廊（コリドー）で相互に連結した空間のことです。これにより、野生生物の移動や分散が可能となり、地域全体の生態系が健全に保たれます。本区では、向島百花園、隅田公園、大横川親水公園等を生物多様性の拠点地区と位置付け、定期的な生物調査を実施し、ネットワークの形成・維持に努めています。



出典：墨田区緑の基本計画・生物多様性地域戦略

図12 墨田区及びその周辺におけるエコロジカルネットワークの主な構成要素

期待される行動

区民

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流、放逐しません。
- 自然を大切にし、自然観察会やワークショップ等に進んで参加します。
- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全の大切さを意識します。
- 植栽、緑のカーテンの設置やベランダ、屋上等で植物を育てる等、身近な緑を増やします。
- 環境への影響を最小限に抑えた製品や持続可能な方法で生産された食品を積極的に選択します。

事業者

- 自らの事業活動において生物多様性に配慮します。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物について正しく理解します。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や生物調査への情報提供等に協力します。
- 植栽や緑のカーテンの設置、壁面緑化及び屋上緑化等、敷地内の緑化に努めます。
- 関連規定を遵守し、緑地整備を行います。
- 環境への影響を最小限に抑えた製品や持続可能な方法で生産された食品を積極的に選択します。同時に、自ら製造を行う場合には、生態系の保全や生物多様性の維持に配慮した生産方法を採用するよう努めます。

外来種被害予防3原則

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から導入された生物のことです。外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいますが、在来種（もともとその地域にいる生物）を食べたり、ヒアリのように毒をもっていたり、農作物を荒らす等、人間の生活や健康、地域の自然環境に悪影響を与える場合があります。このような被害を予防するために、以下の3原則を守ることが重要です。

外来種被害予防3原則

1. 入れない

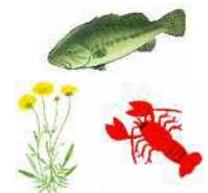
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を 自然分布域から非分布域へ「入れない」

2. 捨てない（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）

飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

3. 拡げない（増やさないことを含む）

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」





区の実施

個別目標 3-1 自然・水辺環境の保全・活用

施策の方向 (20) 水辺の保全と活用

隅田川をはじめとする河川等の水辺とそれを取り巻く自然について、区民が身近に親しみを感ぜられるように保全と活用を進めます。

施策の方向 (21) 自然に触れ合える機会の創出

「緑と花の学習園」を充実させ、区内で自然と触れ合える場を創出します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	河川法面や河川沿いの緑化等、水辺の保全を推進します。	公園課 都市整備課
②	区民や事業者との協働により、河川敷や池の周辺環境保全活動を行います。	環境保全課 都市整備課 公園課
③	河川や親水公園、池等の水辺の生きもの調査や自然観察会を実施し、水辺保全の理解と啓発を図ります。	環境保全課 都市整備課 公園課
④	隅田公園、小梅橋船着場、両国リバーセンター等の水辺空間の情報を発信することで区民や区内団体の主体的な活動を促進します。	観光課 公園課
⑤	「緑と花の学習園」の機能を拡充し、イベントや講座を充実させ、区民が自然と触れ合える機会を創出します。	環境保全課
⑥	荒川の木根川橋自然保全エリアでは、ヨシ原を中心とした、多様な生物が生息できる環境とします。	都市整備課
⑦	関連機関と連携し、小・中学校、高校、大学等が自然に触れ合うフィールドワーク・環境学習の場として活用できる公園づくりを推進します。	公園課

個別目標3-2 まちなかの緑の保全と質の向上

施策の方向(22) 公園の整備・維持管理

公園の整備・維持管理を着実に推進するとともに、自然とふれあい、たくさんの人が訪れて交流が生まれる場の創出に努めます。

施策の方向(23) 身近な緑の創出

公共施設の緑化や開発事業等に伴う緑化指導、区民や事業者による緑化活動を促進することで、身近な緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	公園の自然、歴史・文化、レクリエーション施設等の資源を最大限活用し、まちのシンボルとなる公園を整備します。	公園課
②	グリーンインフラを生かし、地域の防災力向上にも資する公園整備を検討します。	公園課 環境政策課
③	公園の改修工事に合わせて樹木の植替えを行う等、公園緑化を推進します。	公園課
④	道路の改修工事に合わせて街路樹の植替えを行う等、道路緑化を推進します。	道路・橋りょう課
⑤	区民や事業者が主体的に取り組む緑化活動である「道路緑化ボランティア」を支援します。	道路・橋りょう課
⑥	「緑と花のまちづくり推進地域」の制度を活かし、区民が育む地域の緑化を支援します。	環境保全課
⑦	区内に残された自然度の高い貴重な保全樹木等に対する補助を実施し、緑の保全に努めます。	環境保全課
⑧	「緑と花の学習園」において、緑化相談や講習会等を実施し、区民が緑を創出するため支援機能の充実を図ります。	環境保全課
⑨	公共施設の新築・改築時には、立体緑化（屋上・壁面緑化）の設置を進めるとともに、すでに立体緑化が設置されている施設においては、良好な状態の維持管理に努めます。	環境保全課 庶務課 公共施設マネジメント推進課
⑩	一定規模以上の建設事業に対して、条例や要綱に基づく指導を行い、緑化を促進します。	環境保全課 都市計画課
⑪	講習会及びコンテストを通じて、緑のカーテンの普及啓発を図ります。	環境保全課
⑫	大規模開発等の機会を捉えて、民間のオープンスペース拡充に向けた調整を進めます。	都市整備課



個別目標 3-3 生物多様性の理解促進

施策の方向 (24) 生きものの生息・生育空間の保全

水辺や緑地等の整備を通じ、区内の植物や生きものの生息・生育空間を保全します。また、関連機関と連携し、区内で確認された外来生物による人や生態系への被害防止に努めます。

施策の方向 (25) 生物多様性の保全に向けた普及啓発

自然観察会や生きものワークショップ等のイベント、環境学習講座を開催し、区民が生きものと触れ合える機会と場を提供し、生物多様性に関する理解促進と普及啓発を行います。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	生物多様性保全のために、植物や生きもの及び生息・生育環境を守り、育て、活かす人材として環境ボランティアを育成し、リーダーとして地域の取組への参画を呼びかけます。	環境保全課
②	「自然観察会」や「生きものワークショップ」等の開催を通じて、区民等が自然に触れ合える機会を創出します。	環境保全課
③	学校と連携して、生物に係る環境学習を支援します。	環境保全課 庶務課
④	区民や事業者等と協力して、区内に生息・生育する生きものモニタリング調査を実施し、情報発信することにより保全活動に活用します。	環境保全課
⑤	区ホームページの「すみだ生きもの写真館」を活用し、区・区民・事業者が双方向で情報を共有し、生物多様性の保全を推進します。	環境保全課
⑥	有害鳥獣による生活環境被害状況の把握に努め、情報提供を行うとともに、関連機関と連携して対策を行います。	環境保全課
⑦	バードウォッチング等の自然観察の機会を得られるプログラムについて、関係機関と連携して実施します。	環境保全課

基本目標4 循環型社会の実現



施策展開の方向性

区ではこれまで2R（リデュース・リユース）の取組を中心とした3Rの推進を実施し、ごみの減量化・再資源化を進めてきました。

また、プラスチック分別回収の開始や食品ロス削減の取組等、環境負荷の低減に向けた施策を積極的に展開してきました。

こうした取組を基盤として、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方に基づく資源の効率的利用及び廃棄物発生 최소화を目指す経済システムの構築を目指し、持続可能な循環型社会の形成をより一層確実に推進します。

成果指標

指標	単位	基準値		目標値	
		2024 (令和6) 年度	2035 (令和17) 年度	2024 (令和6) 年度	2035 (令和17) 年度
区民1人1日当たりごみ総量	g	594	529		
区民1人1日当たり区収集ごみ量	g	461	393		
プラスチック分別協力率※	%	22.6	30		
区民1人1日当たり家庭系食品ロス量	g	31.5	28.4		

※基準値は令和7年度組成調査結果の値





期待される行動

区民

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用します。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 生ごみの水切り等によるごみの減量化に努めます。
- 食材の食べきりや使い切りを実践するとともに、フードドライブを活用する等、食品ロスを出さないように配慮します。
- 食べきり推奨店を利用する等、飲食店で食品の食べ残しがないようにします。
- プラスチック資源を正しく分別し、もえるごみに混入させないよう気をつけます。
- ごみと資源物の分別排出を徹底します。
- 区が行う資源回収や地域の集団回収に積極的に参加します。

事業者

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作らないようにします。
- リサイクルまたは分別しやすいもの（商品）を作るようにし、資源にできるものは主体的に回収します。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を控えます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 事業系ごみは資源化を積極的に進めるとともに、自らの責任で適正に処理をします。
- 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売に努めます。

個別目標4-1 2Rの推進

施策の方向(26) ごみの発生抑制

3Rの中で最優先される発生抑制(リデュース)の取組を推進します。環境に配慮した消費行動や事業活動を促進し、使い捨て製品の使用抑制や食品ロスの削減に取り組みます。また、製品の長寿命化や簡易包装の普及を図ります。これらの取組を通じて、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものの削減を図ります。

施策の方向(27) 資源の再利用の推進

ごみの発生抑制に次いで重要な、再使用(リユース)を中心とした取組を推進します。使用済み製品や部品の再使用を促進し、日常生活や事業活動におけるリユースの実践を支援します。これらの取組を通じて資源の有効活用を図り、資源消費量とごみ排出量の削減を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	2Rを優先したリデュース・リユースの取組の普及啓発を推進します。	すみだ清掃事務所 環境政策課
②	フードドライブ等の取組を推進し、食品ロス削減を図ります。	環境政策課
③	使い捨てプラスチック製品の利用削減に向け、マイバック運動、マイボトル運動を推進します。	すみだ清掃事務所
④	プラスチック資源の分別方法の周知により、プラスチック資源の分別回収の徹底を図ります。	すみだ清掃事務所
⑤	生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用の一部を助成し、生ごみ減量を推進し、運搬及び焼却時に発生する二酸化炭素を削減します。	環境保全課
⑥	リサイクルブック事業を実施します。	ひきふね図書館
⑦	リサイクル清掃地域推進員制度を活用し、リサイクルの最新動向の把握と情報発信を実施します。	すみだ清掃事務所
⑧	集団回収への積極的な支援を通じ、資源化を促進します。	すみだ清掃事務所



個別目標 4-2 ごみの適正処理の推進

施策の方向 (28) 効果的・効率的な廃棄物処理の推進

将来のごみや資源の排出予測に基づき効率的に収集を行うとともに、高齢者世帯の増加等の社会的環境の変化にも対応した収集・運搬を推進します。

施策の方向 (29) 廃棄物の適正処理の推進

区民や事業者に対して、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく提供することにより、ごみの分別や排出ルールの遵守徹底を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	環境負荷の少ない収集・運搬車両を導入します。	すみだ清掃事務所
②	高齢者や障害者等に対し、個別の状況に応じたきめ細かい収集を実施します。	すみだ清掃事務所
③	ごみ予測量に基づく作業計画を策定し、ごみ・資源の効率的な収集・運搬を推進します。	すみだ清掃事務所
④	粗大ごみ手数料オンライン決済の利用を促進します。	すみだ清掃事務所
⑤	都や近隣自治体と連携し、災害時における廃棄物処理対策を検討します。	すみだ清掃事務所
⑥	デジタル技術を活用したより効果的な情報発信を行い、ごみの適正処理の徹底を図ります。	すみだ清掃事務所
⑦	事業系ごみについて指導・助言を行い、事業者による適正排出と自主的な取組を推進します。	すみだ清掃事務所
⑧	パトロールや看板等の設置により、不法投棄や資源の持ち去りの防止対策を推進します。	すみだ清掃事務所
⑨	区民・事業者には、排出ルールの遵守徹底及び役割の明確化と支援を実施します。	すみだ清掃事務所
⑩	リチウムイオン電池やリチウムイオン電池を含む小型家電について拠点回収を実施し、安全な収集活動を推進します。	すみだ清掃事務所
⑪	墨田清掃工場リニューアル工事期間中における廃棄物処理体制を確立します。	すみだ清掃事務所

個別目標4-3 多様な資源循環と循環経済の推進

施策の方向(30) 3R+Renewableの推進

3Rの取組推進に加え、再生可能な資源に替えるRenewableの取組を推進することで、区民・事業者・区が一体となり、資源循環に配慮した生産や消費行動に積極的に取り組みます。

施策の方向(31) プラスチック資源循環の更なる推進

プラスチック資源循環の更なる推進のため、分別回収したプラスチックの再商品化を推進し、循環経済の仕組みを構築します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	事業者と連携して、循環経済の取組を推進します。	環境政策課
②	資源循環に配慮した商品の選択やごみ分別の徹底等、循環経済の取組について周知啓発を行います。	すみだ清掃事務所
③	事業者によるプラスチックの自主回収や再資源化を呼びかけ、プラスチック製品の再資源化を促進します。	すみだ清掃事務所
④	分別回収したプラスチックの再商品化を推進し、資源の地域内循環の促進に努めます。	環境政策課
⑤	資源回収拠点の拡充と回収品目の充実を図ります。	環境政策課 すみだ清掃事務所
⑥	新たに資源化すべき品目、その回収方法について、長期的な展望をもって検討します。	すみだ清掃事務所

プラスチックの資源回収

本区では、2024(令和6)年4月から全区域でプラスチックの資源回収を開始しました。これまで燃やすごみとして出していた"安全"で"キレイ"な"プラスチック100%素材"を資源物として週1回収しています。回収したプラスチックはリサイクルして製品へと再生され、これにより二酸化炭素排出量を効果的に削減できるようになりました。リサイクルには正しく分別することがとても重要です。ごみ分別案内チャットボットも活用しながら、みんなできちんと分別しましょう。



基本目標5 環境活動を実践するまちの実現



施策展開の方向性

本プランが目指す「一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ」を実現するためには、社会を構成する一人ひとりが環境との関わりについて理解や認識を深め、環境配慮の行動をとっていくことが求められます。

気候変動の影響の深刻化をはじめとする今日の環境問題に対して、ライフスタイルや事業活動を見直し、区民・事業者・区がそれぞれの役割を自主的・積極的に果たしていくことがその解決への一歩となります。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な場面で子どもから大人まで幅広い世代の区民や事業者が環境についての正しい知識を学べる環境教育と学習の機会の充実を図っていきます。さらに、学んだ成果を具体的な行動として実践する環境活動の場を、区民・事業者・区の協働により拡充します。

成果指標

指標	単位	基準値	
		2024 (令和6) 年度	2035 (令和17) 年度
環境ボランティア登録者	人	98	100
環境啓発講座参加/参加意欲 ^{※1}	%	118.1	100
環境美化活動への参加/参加意欲 ^{※2}	%	21.6	25
環境行動の実践率 ^{※3}	%	92.1	95

※1 環境啓発講座の定員数に対する申込者数の割合

※2 基準値は令和6年度住民意識調査で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」に実際に参加しているまたは参加してみたいと回答した区民の割合

※3 基準値は令和6年度住民意識調査で「地球温暖化防止のための取り組み」について現在取り組んでいることがあると回答した区民の割合

期待される行動

区民

- 環境行動の実践に努めます。
- 自主的に環境学習に取り組みます。
- 環境行動に関する情報を意識して取り入れます。
- デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 環境イベント、環境学習講座等に参加します。

事業者

- 企業としての環境行動の実践に努めます。
- デコ活の趣旨を理解し、事業活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 従業員を対象とした環境研修を実施し、環境意識の向上に努めます。
- 施設見学の受入れ等、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信します。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 区民や区が実施する環境イベント、環境学習講座等に協力、参加します。

すみだ環境共創区民会議

すみだ環境共創区民会議は、すみだ環境基本条例に基づいて設置する、区における環境の共創（P.2 すみだ環境基本条例第3条参照）に関する施策を総合的に推進するための会議体です。委員は、公募による区民のほか、環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者（最大25名）で構成されています。

月1回程度の会議では、委員の自由な発想でテーマや内容を設定し、委員同士で活発に議論するとともに、会議の議論と連動した実践活動（すみだエココラム配信、すみだ環境フェア出展、フィールドワーク等）を行い、区民の環境に対する意識変革と行動変容を促進しています。その他にも、すみだ環境の共創プランのうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関する協議や、環境の共創の推進についての区への意見等、区と協働して環境の取組を推進しています。





区の実施

個別目標 5-1 環境教育・環境学習の充実

施策の方向 (32) 学校における環境教育の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒に対して、事業者や大学、区と連携した環境学習授業、環境教材や環境学習ツールの提供等を通じて環境教育の一層の充実を図ります。

施策の方向 (33) 環境学習機会の拡充

地球温暖化やごみ、雨水利用、生物多様性等の環境体験学習を推進し、区民の環境に関する理解の向上に役立てます。環境学習施設や民間の体験学習施設と連携し、環境学習の機会の拡充を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	「すみだの自然と生きものガイドマップ」や「できることからはじめよう」等の学校向け環境学習・啓発冊子を配布し、学校における環境教育を推進します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所
②	出張授業や環境学習プログラム等、教育現場で活用できる多様な環境学習ツールを提供します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所
③	GIGAスクール構想に基づき一人1台の端末を効果的に活用した環境教育を推進します。	指導室
④	体験型学習を含めた各種講座や自然観察会等を実施し、区民の学習の機会の拡充を図ります。	環境保全課 すみだ清掃事務所 都市整備課
⑤	すみだリサイクルセンターにおいて、環境に関する展示や各種講座の開催、資源循環の取組のほか、福祉施策と連携した環境学習の機会を創出します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所

すみだ環境フェア

本区では毎年6月に「すみだ環境フェア」を開催しています。多くの環境団体・企業・行政が出展し、さまざまな展示や工作教室、体験型ワークショップ等を通じ、環境について楽しく学ぶことができます。



個別目標5-2 環境情報の共有

施策の方向(34) 環境情報の発信・受信の充実

区報、区ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用しながら、区内の環境保全活動に係る情報発信を行うとともに、区内で活動を行っている区民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

施策の方向(35) 環境行動変容の促進

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの行動変容の促進に向けて、効果的な情報発信やツールの提供を行います。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	区報、区ホームページ、SNS等の様々な媒体の特性を活かしながら、環境に関する情報をわかりやすく適切に発信し、区民・事業者の行動変容を促します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所
②	区内で環境活動を行っている個人・事業者・団体等の環境活動の取組を環境フェア等のイベントや各種講座において広く周知します。	環境保全課
③	区民・事業者等と協働で運営する『すみだ環境共創区民会議』において、実効性の高い環境活動を検討し、その成果を周知します。	環境政策課
④	デコ活を積極的に推進し、区民・事業者の日常生活や事業活動の脱炭素に向けた取組を促進します。	環境保全課
⑤	中小事業者の脱炭素経営に向けた効果的なツールの提供等を行います。	環境保全課 経営支援課
⑥	区内小中学校をはじめ、広く区民に活用してもらえよう、「環境学習ツール」等のデジタルツールの充実と普及に努めます。	環境政策課

すみだエココラム

本区のホームページでは、毎月「すみだ環境共創区民会議」の委員による環境コラムを掲載しています。このコラムでは、環境に関する専門知識だけでなく、執筆者自身の実体験に基づいた生きた環境活動情報も紹介されています。さらに、テーマによっては読者からの情報提供も受け付けており、これらの機会を通じて双方向の環境情報共有が可能となっています。環境について学び、考え、行動するためのヒントが満載です。

区ホームページ⇒暮らし⇒環境・緑・雨水・生物・地球温暖化⇒地球温暖化
⇒区の環境施策⇒すみだ環境共創区民会議⇒月刊すみだエココラム

(https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/kankyou_hozen/ondanka/sisaku/kyousou_kaigi/ecokoramu.html)





個別目標 5-3 協働による環境活動の推進

施策の方向 (36) 環境活動を推進する人材の育成

各種講座・講習会を通じ、様々な年代の区民を対象に環境ボランティアの育成を図ります。これらを通じ、参加者からボランティアへ、さらにボランティアからリーダーへのステップアップを図るとともに、学校や地域での環境体験学習等で助言・指導ができる環境リーダーを育成します。

施策の方向 (37) 区民・事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援

区民や事業者が行う環境活動を「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」等に基づき、区民・事業者・区の協働の立場から支援を図ります。

また、事業者が行う環境配慮型製品の開発・製造や、環境の共創に資する事業活動の実績を取り上げてPRすることにより、さらにその活動の輪が波及するよう支援します。

施策の方向 (38) 協働による環境活動の充実

環境団体やボランティア、事業者と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
①	イベント等で環境ボランティアの活動紹介を行うとともに、体験会を実施し、活動の裾野を広げます。	環境保全課
②	自然観察会等のイベントの運営補助等を通じて、環境配慮行動に主体的な人材の育成をするとともに、リーダーとしての経験のステップアップを図ります。	環境保全課
③	墨田区SDGs宣言事業により、SDGsの取組を通して環境に対する関心を高め、地域における環境配慮行動の活性化を支援します。	産業振興課
④	区民・事業者、環境団体等と連携して、すみだ環境フェアをはじめとする環境イベントを開催し、環境配慮意識の醸成と行動の促進を図ります。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所

第5章 プランの推進





1 プランの推進体制

区民・事業者・区がお互いの役割を理解し、それぞれができること、すべきことを行い、これら三者の協働を基礎としてプランの推進を図っていきます。

■ 墨田区環境基本条例推進本部

本プランに掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見をとりまとめ、区全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「墨田区環境基本条例推進本部」において審議を行い、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

■ 墨田区資源環境審議会

本プランを推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、墨田区環境基本条例に基づき設置される「墨田区資源環境審議会」に、本プランの専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言を求めます。

■ すみだ環境共創区民会議

本プランの実効性をより高めるためには、区民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、区民・事業者により構成された、すみだ環境共創区民会議と意見交換を行う場を設け、協働により事業を推進していきます。

■ 緑の推進会議

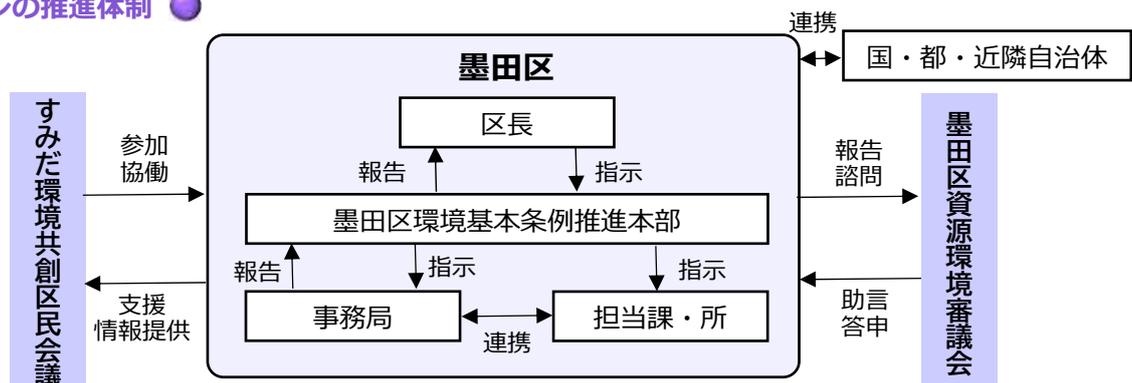
本プランに基づく緑化の推進を円滑に進めるため、区公共施設の緑化推進及び緑地保全について、関係部署が緊密な連絡及び相互協力を行う場を設けます。

■ 広域及び他分野の連携

国、東京都及び近隣自治体と緊密に連携し、共通する環境課題や地球規模の環境問題に対して、広域的な視点から効果的な取組を推進していきます。

また、本プランの推進を通じ、「社会・経済・環境」の多様な課題の総合的な解決を目指すために、環境以外の分野とも連携を図りながら取り組んでいきます。

● プランの推進体制 ●

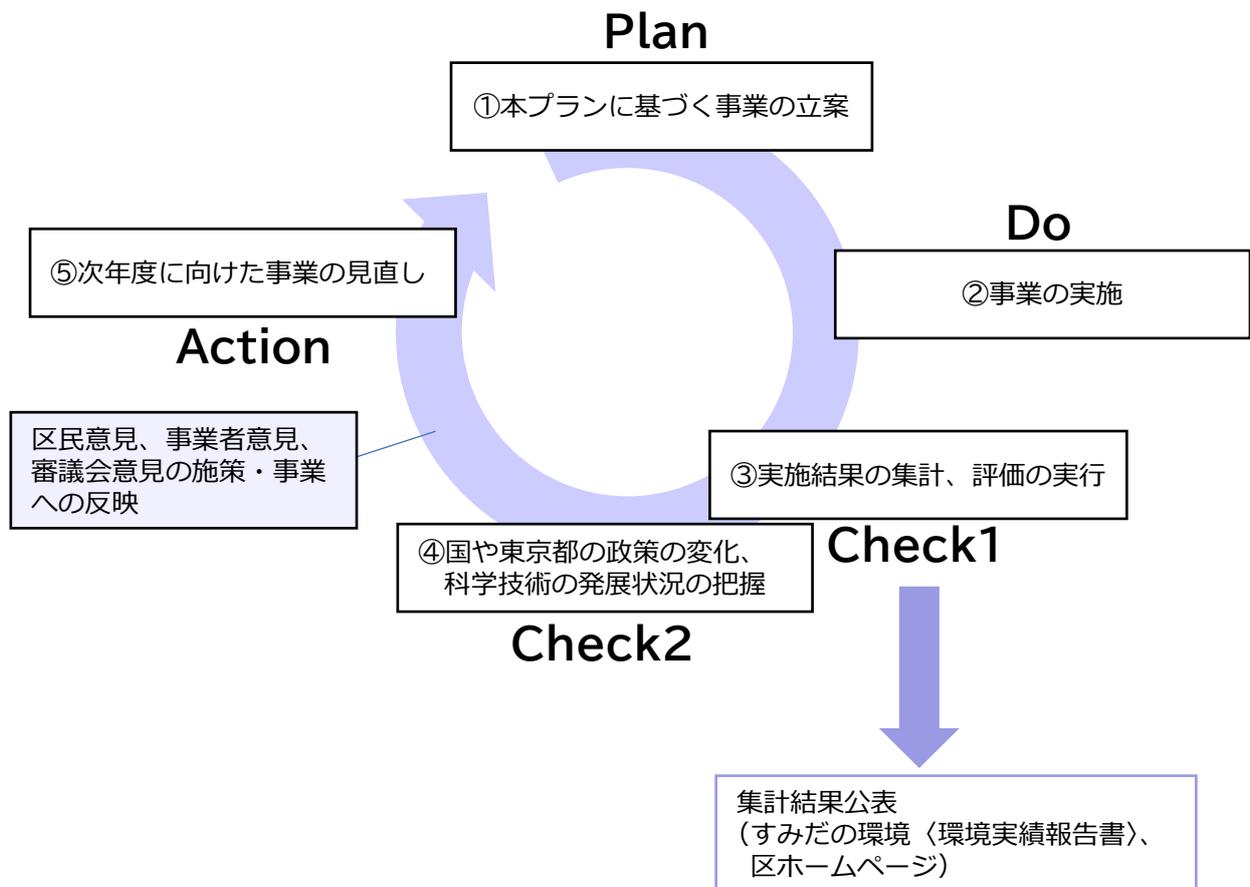


2 プランの進行管理

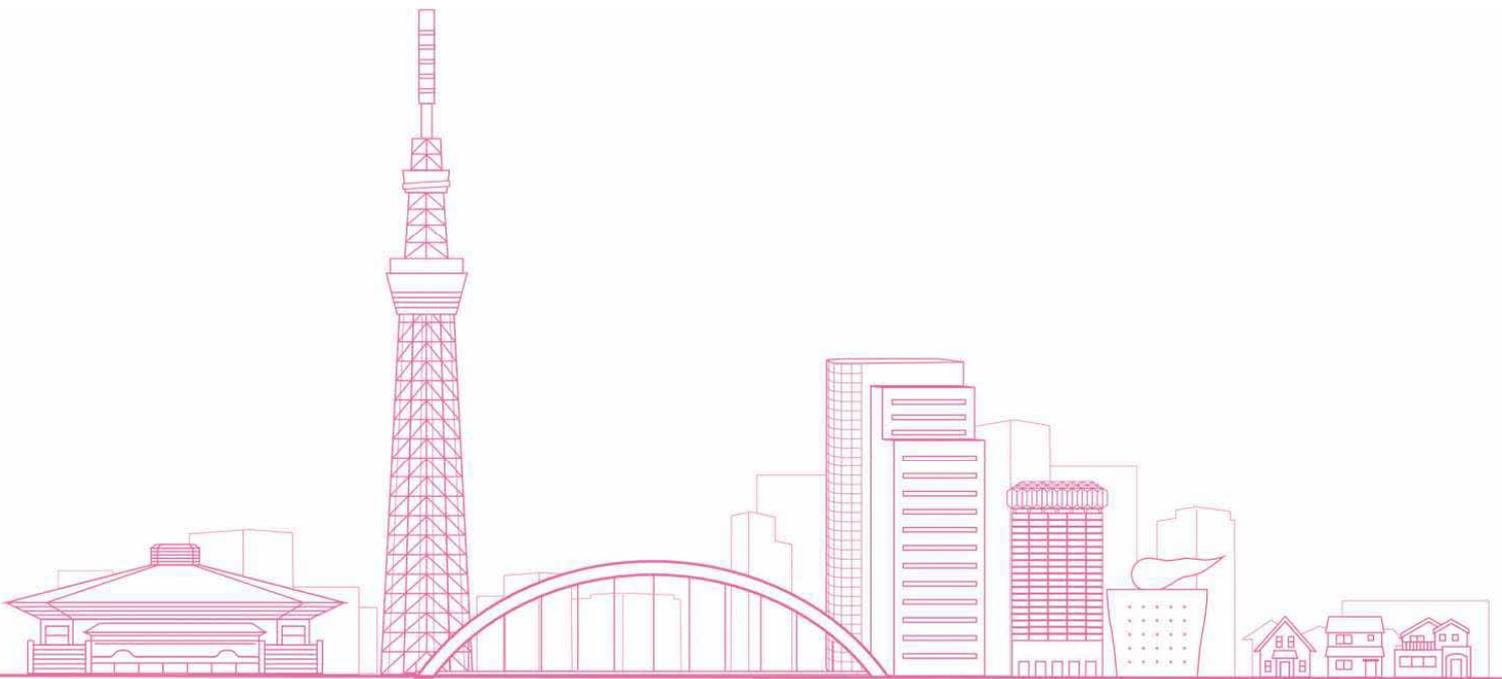
PDCA サイクルにより、環境施策の実施状況を把握・評価して次年度の取組に反映します。

また、社会情勢の変化、国及び都による計画内容の見直し、新たな技術革新、予期せぬ環境問題の発生等、環境保全分野を取り巻く状況は常に変化しているため、これらの状況を把握して次年度の取組へ反映していきます。

● PDCA サイクルによるプランの進行管理 ●



資料編



1 プラン策定の経過

(1) 墨田区資源環境審議会

審議経過

開催日	審議事項
令和7年7月4日	・第三次すみだ環境の共創プラン策定に係る基本的な考え方について
令和7年11月13日	・「第三次すみだ環境の共創プラン」(案)について
令和8年2月2日	・「第三次すみだ環境の共創プラン」について

墨田区資源環境審議会名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
学識経験者	会長	萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館 理事長
	副会長	日置 雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所 弁護士
	副会長	見山 謙一郎	昭和女子大学人間社会学部現代教養学科 教授
		江尻 京子	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長
		三輪 正幸	千葉大学環境健康フィールド科学センター 助教
事業者 ・ 団体		天野 純子	東京ガス株式会社 東京東支店長
		戸屋 輔	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社長
		染谷 真央	アサヒユウアス株式会社OneAsahiユニットリーダー
		神谷 守	東京都鍍金工業組合 向島支部長
		廣田 健史	東京商工会議所 墨田支部
		井上 佳洋	墨田区商店街連合会 事務局長
		宇仁菅 伸介	公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団 専務理事
区民		山本 耕平	NPO 法人 雨水市民の会 理事長
		小木曾 清三	公募区民
		平田 一真	公募区民
		真鍋 文朗	公募区民
		横井 貴広	公募区民
区議会議員		吉野 潤一	公募区民
		はねだ 福代	墨田区議会地域産業都市委員会 委員長
	甲斐 まりこ	墨田区議会地域産業都市委員会 副委員長	

(2) すみだ環境共創区民会議

審議経過

開催日	審議事項
令和7年8月22日	・第三次すみだ環境の共創プランに係る基本的な考え方について
令和7年9月26日	・第三次すみだ環境の共創プランの策定について

すみだ環境共創区民会議名簿

選出区分	役職	氏名	所属等
環境保全活動に実績のある区民及び事業者	会長	宇田川 明	環境保全活動に実績のある区民
		森下 香洋子	環境保全活動に実績のある区民
		平野 知子	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社
		正田 萌華	東京ガス株式会社 東京東支店
		小木曾 清三	環境保全活動に実績のある区民
環境団体の構成員	副会長	門倉 美雪	緑と花のサポーター
		佐原 滋元	NPO 法人 雨水市民の会
		笠貫 昇	すみだ景観フォーラム
		小林 茂美	エコライフサポーター
		木股 里穂	エコンチェルト
		牛久 光次	NPO 法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会
公募による区民及び区長が必要と認める者		佐野 まさ子	公募区民
		碓氷 喜信	公募区民
	副会長	松村 拓也	公募区民
	副会長	石井 裕二	公募区民
		大垣 昌之	公募区民
		河田 雅司	公募区民
		橋本 玲子	公募区民
	副会長	真鍋 文朗	公募区民
		小河原 豊	公募区民





2 すみだ環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 区環境の共創に関する総合的施策（第7条—第15条）

第3章 基本施策の推進体制（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特徴を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考えのもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組みめるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の共創 良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) 滞在者 観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

（基本理念）

第3条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

2 区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るよう努めなければならない。

2 区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

3 区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

第2章 区の環境の共創に関する総合的施策

(環境基本計画)

第7条 区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の共創に関する目標

(2) 環境の共創に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16条第1項に規定する墨田区資源環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第20条第1項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(区民及び事業者への支援)

第8条 区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

(1) 区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動

(2) 区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

(環境学習の推進)

第9条 区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

2 区民及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

(大学等教育研究機関との連携)

第10条 区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。





2 区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。

(豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等)

第11条 区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

2 区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

3 区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。

(環境の共創に向けた適切な指導等)

第12条 区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

(自然環境の保全及び創出)

第13条 区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。

(資源循環の促進)

第14条 区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進
- (2) 雨水の有効利用及び資源の循環的利用
- (3) 積極的な環境配慮型製品の購入
- (4) エネルギーの有効利用

2 区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

(地球環境の保全)

第15条 区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

2 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

第3章 基本施策の推進体制

(資源環境審議会)

第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区資源環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の共創に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第17条 区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

(団体との連携)

第18条 区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(事業者が行う環境の共創の促進)

第19条 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

2 区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(すみだ環境共創区民会議の設置)

第20条 区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

2 区民会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。
- (2) 環境の共創に関する実践活動を行うこと。
- (3) 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

(区民会議の組織及び運営)

第21条 区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者25人以内で構成する。

2 区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第20条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以降の墨田区資源環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後のすみだ環境基本条例の規定の例により行うことができる。

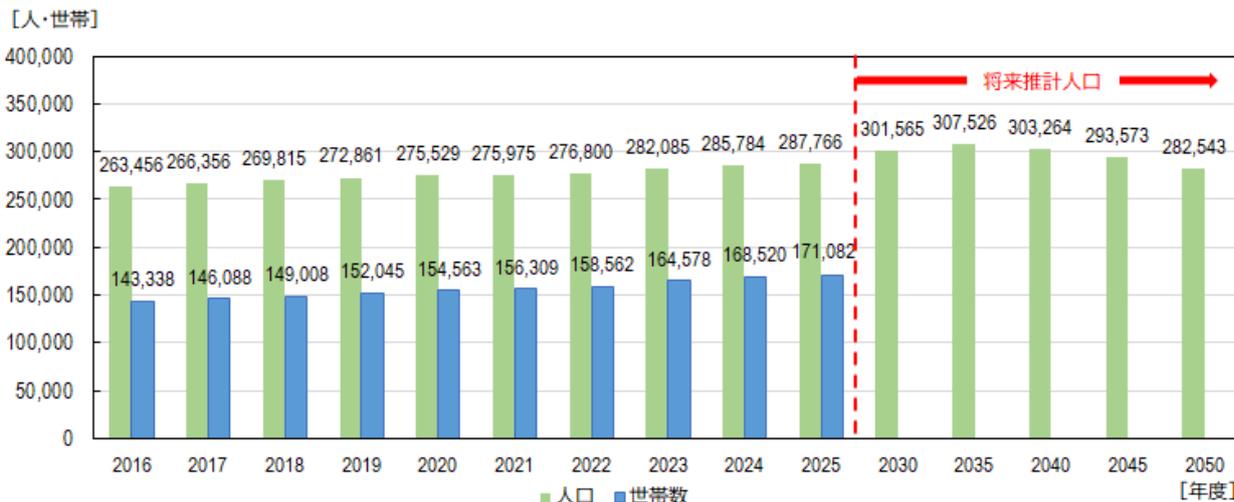


3 墨田区の地域概況

人口

本区の人口及び世帯数は増加傾向にあり、2025（令和7）年4月1日現在、人口 287,766 人、世帯数 171,082 世帯となっています。

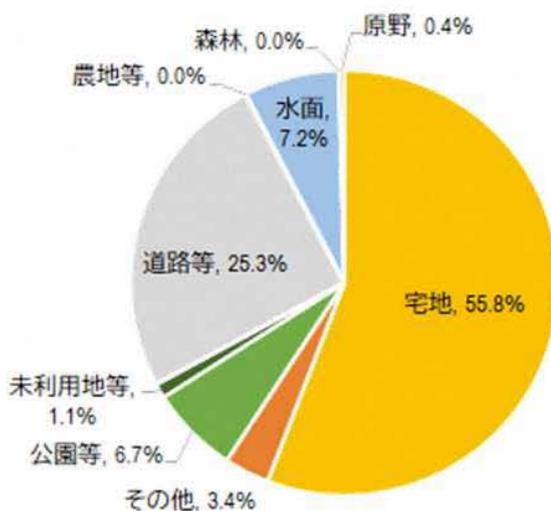
2024（令和6）年度に行った将来人口の推計では、2035（令和17）年にピークを迎え、307,526 人となった後は減少に転じ、2050 年には 282,543 人になると見込まれています。



土地利用状況

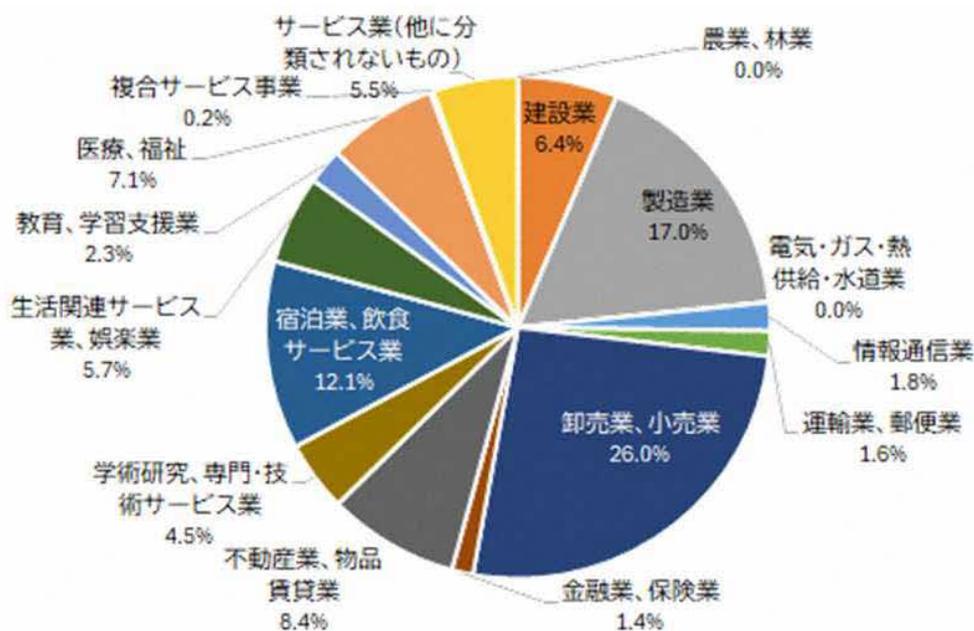
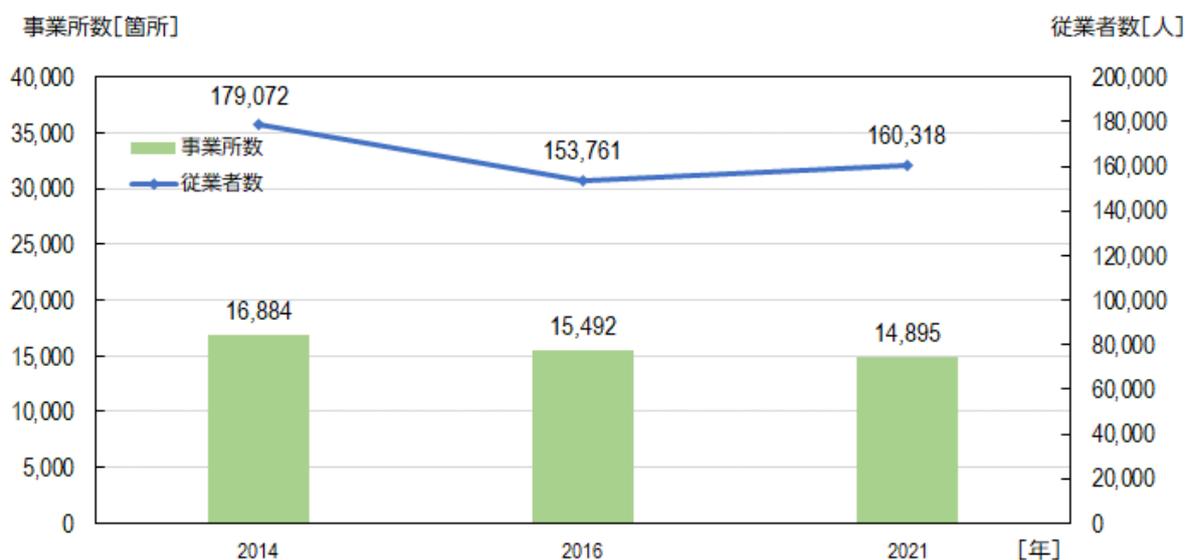
本区の土地利用比率は、宅地が 55.8%と最も多く、次いで道路等、水面となっており、特に道路等と水面は 23 区の中でも 5 番目に割合が多くなっています。

2023（令和5）年の住宅総数は約 175,000 戸ですが、その数は 2003（平成15）年からの 20 年間でおよそ 1.6 倍に増加しており、住宅建設が一層急増しています。



産業

本区の2021（令和3）年の全事業所数は14,895箇所、従業者数は160,318人となっています。事業所数を産業分類別で見ると、卸売業、小売業が26.0%と最も多く、製造業が17.0%と続いています。



出典：経済センサス活動調査



4 温室効果ガス排出量の現状と削減見込量

(1) 対象とする温室効果ガスと部門

■ 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、以下の7物質とします。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数※	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼等
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセス等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs※)	1,430	スプレー、エアコンや冷蔵庫等の冷媒、化学物質の製造プロセス等
パーフルオロカーボン類 (PFCs※)	7,390	半導体の製造プロセス等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体等
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス等

※二酸化炭素 (CO₂) 「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの
 例えば地球温暖化係数が「25」のメタン (CH₄) では、メタン1トン分の温室効果の強さが二酸化炭素 (CO₂) 25トン分に相当します。

※HFCsとPFCsは複数の化合物の総称であり、それぞれ化合物によって異なる地球温暖化係数を持ちます。
 表中の数値は代表的な化合物の値を示しています。

■ 対象とする部門

本計画は墨田区全域において、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の5部門を対象とします。

部門	主な排出源
産業部門	農業、建設業、製造業
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油等のエネルギー消費
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック合成繊維等の焼却

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法等

■ 墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の基本データ

墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の実績値は、23区共通の算定方法である「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」による「温室効果ガス排出量（推計）算定結果」を用いています。

■ 墨田区の温室効果ガス排出量の将来予測方法（BAU 推計値）

「基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現」における温室効果ガス排出量削減目標の設定の際のBAU 推計値の各部門の将来予測方法は以下の通りです。

温室効果ガス種別	部門	エネルギー消費量のBAU 推計方法	温室効果ガス排出量のBAU 推計方法
二酸化炭素	産業部門	農業	左記の推計値に炭素集約度（各業種のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計
		建設業	
		製造業	
	業務部門	近年の活動量（業務用床面積）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（業務用床面積当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	左記の推計値に炭素集約度（業務部門のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計
	家庭部門	近年の活動量（世帯数）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（世帯当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計 ※2036年度以降の世帯数は将来人口推計結果の人口の減少に伴い減少として推計	左記の推計値に炭素集約度（家庭部門のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計



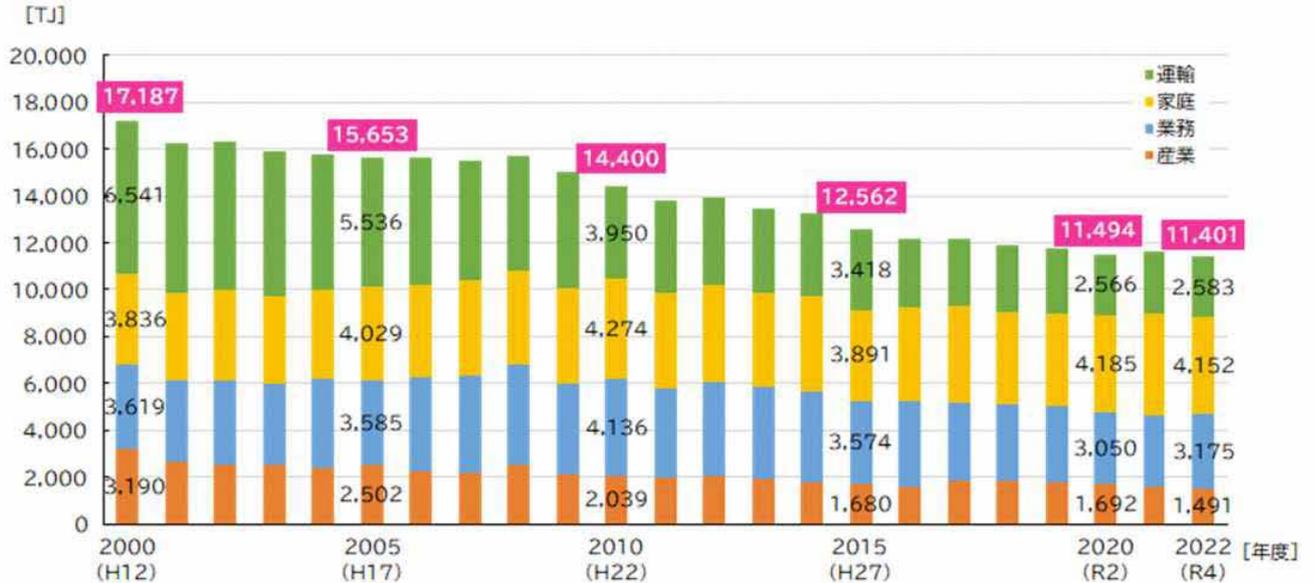


温室効果ガス種別	部門		エネルギー消費量のBAU 推計方法	温室効果ガス排出量のBAU 推計方法
二酸化炭素	運輸部門	自動車	近年の活動量（走行量）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（走行量当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	左記の推計値に炭素集約度（各輸送手段のエネルギー消費量当たりのCO ₂ 排出量）を乗じて推計
		鉄道	近年の活動量（乗降者人員）の対前年度増加率の相乗平均と近年のエネルギー原単位（乗降者1人当たりのエネルギー消費量）の対前年度増加率の相乗平均を用いて推計	
	廃棄物部門		—	<p>近年の活動量（CO₂起源焼却ごみ量）の対前年度増加率の相乗平均を用いた活動量の推計値と近年のCO₂原単位（CO₂起源焼却ごみ量当たりのCO₂排出量）の相乗平均を用いたCO₂原単位の推計値を乗じて推計</p> <p>※プラスチック資源回収に伴い、2024年度以降は活動量においてプラスチック資源回収量を控除</p>
その他ガス	—		—	<p>【ハイドロフルオロカーボン類】</p> <p>法規制強化の影響により2022年度にハイドロフルオロカーボン類の排出量が減少に転じたことから、2022年度の実績レベルを維持すると予測し、推計</p> <p>【その他】</p> <p>近年の傾向から横ばいのまま推移すると予測し、推計</p>

（3）エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の現状

■ 部門別エネルギー消費量の推移

2008（平成20）年度以降、墨田区のエネルギー消費量は減少傾向で、2022（令和4）年度は、11,401TJとなっており、部門別に見ると運輸部門、業務部門、産業部門が減少しているのに対し、家庭部門は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

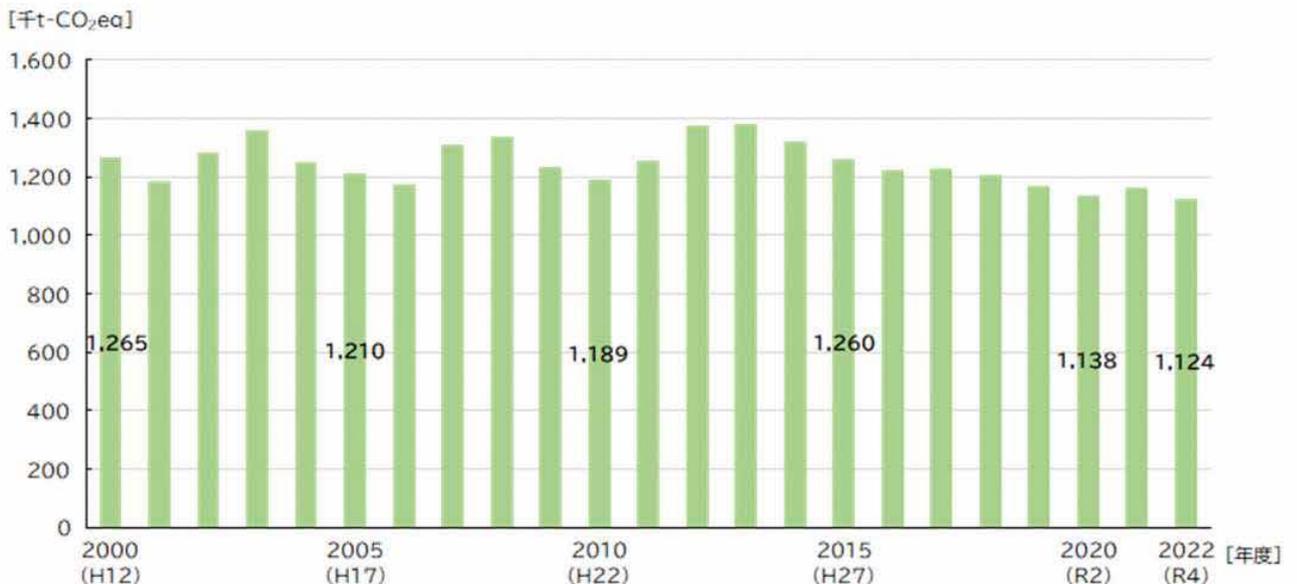


※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

■ 温室効果ガス排出量の推移

墨田区の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度以降、減少傾向にあり、2022（令和4）年度は、1,124千t-CO₂eqと、2000（平成12）年度に比べて約11%減少しています。



※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

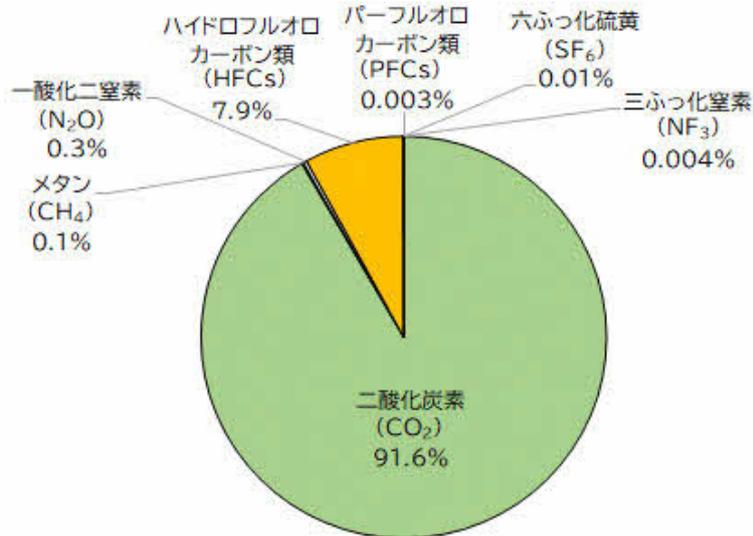
出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）





温室効果ガス種別の状況

2022（令和4）年度に墨田区から排出された温室効果ガスの種類を見ると、CO₂が全体の91.6%を占めています。

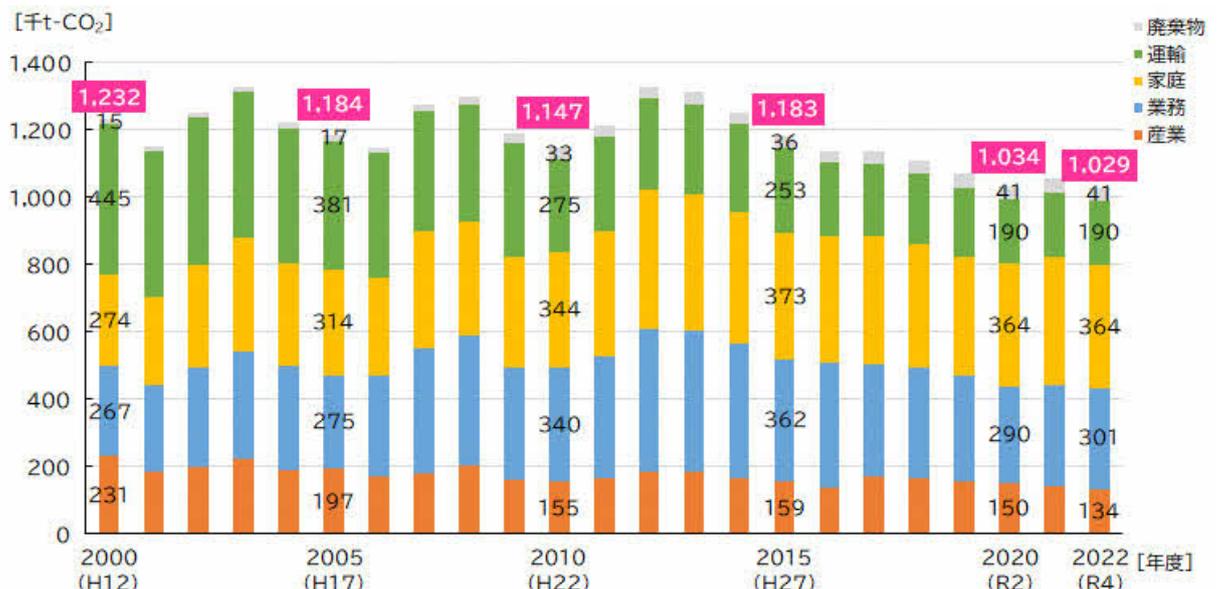


出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

部門別 CO₂ 排出量の推移

温室効果ガスの91.6%を占めるCO₂の内訳を見ると、産業部門と運輸部門は2000（平成12）年度から減少傾向が見られている一方、業務部門と家庭部門は、2012（平成24）年度までは増加傾向にあり、その後は緩やかに減少し、直近ではほぼ横ばいとなっています。

2022（令和4）年度は、2000（平成12）年度に比べて、家庭部門が33%増加、業務部門が13%増加となっています。なお、廃棄物が2008（平成20）年度以降増加しているのは、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施が主な要因です。

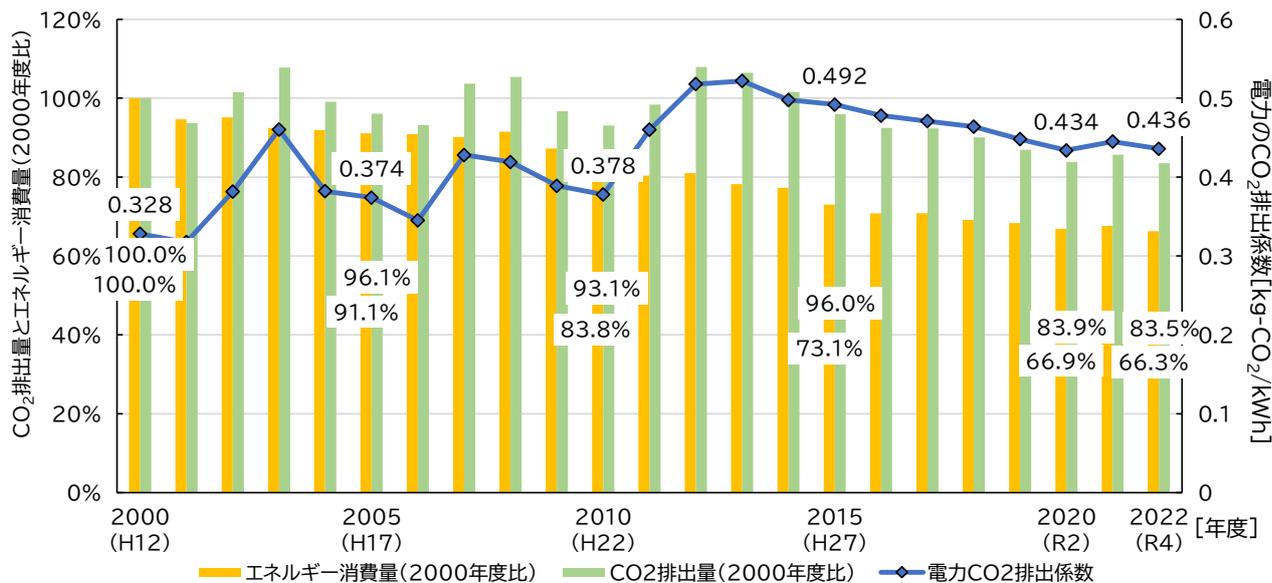


※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

電力のCO₂排出係数の推移

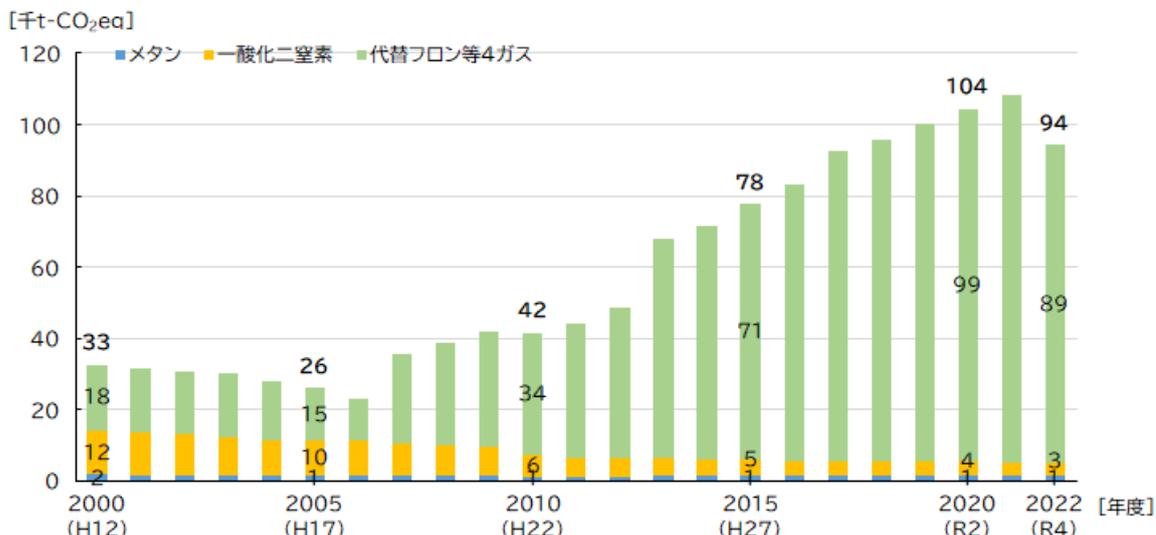
墨田区のエネルギー消費量は減少傾向にあります。CO₂排出量は、2011（平成23）年度から2012（平成24）年度に一度増加する等、エネルギー消費量とCO₂排出量の推移は異なっています。これは、電力のCO₂排出係数の変化が主な要因であり、2011（平成23）年度の東日本大震災以降、火力発電の占める割合が増加したため、電力のCO₂排出係数が上昇したことが影響しています。電力のCO₂排出係数は、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの割合が増加していることもあり、近年は低下する傾向にあります。



出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

CO₂以外の温室効果ガス排出量の推移

CO₂以外の温室効果ガス排出量は、2006（平成18）年度から2021（令和3）年度まで増加傾向が見られましたが、2020（令和2）年の法律改正によるフロン類の排出抑制の取組強化により、2022（令和4）年度は代替フロン等4ガスの排出量が減り、全体としても排出量が減っています。



※代替フロン等4ガス：ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の合計
出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

(4) 温室効果ガスとエネルギー消費量の削減見込量

2035年度までに温室効果ガス排出量を60%削減（2000年度比）するための、部門ごとの削減見込量は以下のとおりです。

2035年度の削減見込量

温室効果ガス排出量の部門ごとの削減見込量

単位：千t-CO₂eq

ガス種別/部門	2000年度 排出量 【基準値】	2035年度 排出量 【目標値】	基準値からの削減量						
			現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分	内訳			
						国や東京都 との連携 による削減	墨田区独自 の取組 による削減		
CO ₂	産業部門	231.4	41.9	-189.5	-140.7	-17.3	-31.6	-30.2	-1.4
	業務部門	266.8	77.4	-189.4	-45.8	-44.3	-99.3	-92.0	-7.3
	家庭部門	274.3	176.0	-98.3	89.4	-84.6	-103.0	-90.0	-13.0
	運輸部門	445.0	101.7	-343.3	-317.0	-9.0	-17.4	-15.4	-2.0
	廃棄物部門	14.8	27.0	12.2	30.6		-18.4	-15.4	-3.0
	計	1,232.3	424.0	-808.3	-383.4	-155.1	-269.7	-243.0	-26.7
その他ガス	32.6	82.0	49.4	61.7		-12.3	-12.3	0.0	
合計	1,264.9	506.0	-758.9	-321.8	-155.1	-282.0	-255.3	-26.7	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

エネルギー消費量の部門ごとの削減見込量

単位：TJ

部門	2000年度 消費量 【基準値】	2035年度 消費量 【目標値】	基準値からの削減量					
			現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分	内訳		
						国や東京都 との連携 による削減	墨田区独自 の取組 による削減	
産業部門	3,190	666	-2,524	-2,180		-344	-328	-16
業務部門	3,619	1,293	-2,326	-1,292		-1,034	-957	-77
家庭部門	3,836	3,245	-591	317		-908	-760	-148
運輸部門	6,541	1,432	-5,110	-4,884		-226	-200	-26
合計	17,187	6,637	-10,550	-8,038		-2,512	-2,245	-267

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

再生可能エネルギー（太陽光発電）導入目標

再生可能 エネルギーの種類	導入形態	2024年度		2035年度目標（累計）	
		導入容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	導入容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
太陽光発電	産業・業務	1,113	1,426	4,451	5,706
	戸建て住宅	4,847	6,213	21,810	27,957
	集合住宅			26,460	33,919
	合計	5,959	7,639	52,721	67,582

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※目標値の設定にあたっては、産業・業務用では2024年度の導入率4倍、戸建て住宅では4.5倍、集合住宅では導入率増加を想定しています。

国や東京都との連携による削減見込量

国や東京都と連携した対策により、削減される見込みがあるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

【削減見込量算出方法】

「地球温暖化対策計画」（2021（令和3）年10月22日閣議決定）における対策の削減量の根拠に基づき、国全体の削減見込量を国に対する墨田区の活動量指標等により按分し、墨田区の削減見込量を算出した。

$$\text{墨田区の削減見込量} = \text{国の削減見込量} \times \frac{\text{対策に係る活動量指標（墨田区）}}{\text{対策に係る活動量指標（国）}}$$

※小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

産業部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ機器	高効率空調の導入	248.64
2	省エネ機器	高効率産業ヒートポンプの導入	2,034.19
3	省エネ機器	産業用照明の導入	2,860.26
4	省エネ機器	産業用モータ・インバーターの導入	9,196.86
5	省エネ機器	高性能ボイラーの導入	1,704.34
6	省エネ機器	コージェネレーションの導入	3,962.68
7	省エネ機器	ハイブリッド建機等の導入	712.54
8	省エネ行動	複数業者間の連携による省エネルギーの取組の推進	303.03
9	省エネ機器	燃料転換の推進	819.73
10	省エネ建築	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	2,340.33
11	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（新築）	3,923.83
12	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（改修）	1,379.17
13	省エネ建築	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化（屋上緑化）	2.76
14	再エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	712.30
合計			30,200.65





■ 業務部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ機器	高効率空調の導入	986.17
2	省エネ機器	コージェネレーションの導入	15,717.13
3	省エネ行動	複数業者間の連携による省エネルギーの取組の推進	1,201.90
4	省エネ機器	燃料転換の推進	3,251.29
5	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（新築）	15,563.04
6	省エネ建築	建築物の省エネルギー化（改修）	5,470.18
7	省エネ建築	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化（屋上緑化）	10.94
8	省エネ機器	業務用給湯器の導入	3,024.43
9	省エネ機器	高効率照明の導入	12,764.87
10	省エネ機器	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	19,302.98
11	省エネ建築	BEMSの活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	13,076.21
12	省エネ機器	物流施設の低炭素化の推進	145.24
13	省エネ行動	クールビズの実施徹底の促進	257.97
14	省エネ行動	ウォームビズの実施徹底の促進	102.30
15	再エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	1,093.62
合計			91,968.27

■ 家庭部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ住宅	新築住宅における省エネ基準適合の推進 ※住宅の省エネルギー化（新築）	12,248.58
2	省エネ住宅	既存住宅の断熱改修の推進 ※住宅の省エネルギー化（改修）	4,405.54
3	省エネ機器	高効率給湯機の導入	17,385.09
4	省エネ機器	高効率照明の導入	11,418.84
5	省エネ機器	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	8,917.76
6	省エネ住宅	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネ情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	11,195.60
7	省エネ行動	クールビズの実施徹底の促進	150.14
8	省エネ行動	ウォームビズの実施徹底の促進	695.40

9	省エネ行動	家庭エコ診断	94.83
10	再エネ導入	再生可能エネルギー発電設備の導入	23,489.87
合計			90,001.66

■ 運輸部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ機器	次世代自動車の普及、燃費改善	7,606.49
2	省エネ機器	高度道路交通システム (ITS) の推進 (信号機の集中制御化)	49.34
3	省エネ機器	交通安全施設の整備 (信号機の改良・プロファイル (ハイブリッド化))	26.12
4	省エネ機器	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	29.31
5	省エネ行動	公共交通機関の利用促進	1,784.21
6	省エネ運用	地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	25.22
7	省エネ行動	自転車の利用促進	81.27
8	省エネ運用	トラック輸送の効率化	3,424.91
9	省エネ運用	共同輸配送の推進	9.58
10	省エネ行動	宅配便再配達削減の促進	4.93
11	省エネ機器	ドローン物流の社会実装	18.87
12	省エネ行動	エコドライブ	1,831.46
13	省エネ行動	カーシェアリング	536.96
合計			15,428.67

■ 廃棄物部門

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	省エネ行動	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	99.02
2	省エネ行動	バイオマスプラスチック類の普及	3,337.94
3	省エネ行動	廃棄物焼却量の削減	10,221.44
4	省エネ行動	廃油のリサイクルの促進	1,117.97
5	省エネ行動	食品ロス対策	632.45
合計			15,408.82





■ その他ガス

No.	対策区分	具体的な対策	排出削減見込量 [t-CO ₂ eq] 【2022年度⇒2035年度】
1	フロン対策	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	2,888.96
2	フロン対策	業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	5,070.51
3	フロン対策	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	3,985.66
4	フロン対策	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理	344.85
合計			12,289.98

5 用語集

【お行】

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）が1946年設立時にWHO憲章において「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まりとされている。

近年、国も満足度・生活の質を表す指標として導入を進めており、環境分野でも「第六次環境基本計画」の中でウェルビーイング（高い生活の質）の実現を目指すことを示している。（P24 コラムも参照）

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキ等の行為をやめる、余分な荷物を載せない等、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用で、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる取組。

エコロジカルネットワーク

生きものが生息・生育する様々な空間（緑地・水辺等）がつながる生態系ネットワークのこと。（P58 コラムも参照）

温室効果ガス

大気中のCO₂やメタン（CH₄）等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンクレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証するJ-クレジットがある。

カーボンニュートラル

CO₂を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。ゼロカーボン、ゼロエミッションということもある。（P8 コラムも参照）

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、雨や風に流され河川等を経由して海域に流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊しているごみのこと。生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」と呼ぶ。2015（平成27）年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本



及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。(P59 コラムも参照)

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガス等がある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる CO₂ 等が発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源である。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。大気、水、土壌、騒音の「維持されることが望ましい基準」であり行政上の目標として定められるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。2024 (令和 6) 年に第六次計画が閣議決定された。

「第六次環境基本計画」は第五次環境基本計画の「循環共生型社会」の考え方を継承しつつ、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指し、地域循環共生圏の構築による新たな成長等を掲げている。

環境基本法

環境の保全の基本理念、各主体の責務、基本的施策、組織等を定めた法律。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し(または植林等によって吸収量を増加させる)気候変動を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動

地球全体の気温、降水量、気象パターン等の長期的な変化のこと。気候変動の影響は、農業、水環境、自然生態系、自然災害、人間の健康等、多岐にわたる分野に及び、特に、近年は極端な大雨や猛暑等の異常気象が世界各地で頻発しており、その影響が深刻化している。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018 (平成 30) 年に制定された法律。

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進等気候変動適応を推進し、国民の健康や生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策強化のため、冷房施設を有する施設をクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)として指定し、だれでも気軽に暑さをしのぐために利用できる場所や施設のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能(生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値(CO₂削減等)を「証書」として取引すること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せずに、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション(熱電併給)は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コジェネとも略する。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用

することにより生じるエネルギーの総称。
永続的に利用でき、温室効果ガスを発生させない。

次世代自動車

運輸部門からの CO₂ 削減のため、電気自動車 (EV)、ハイブリッド自動車 (HV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV)、クリーンディーゼル車等を「次世代自動車」として国が定めている。「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で 2035 年までに乗用車の新車販売で電動車 (EV、FCV、PHEV、HV) 100%を実現する目標を掲げている。

自然共生社会

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を理念とし、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、その恵みを持続可能に利用することにより、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興 (ネイチャーポジティブ)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革が必要であり、多様な主体による取組や参画も重要視されている。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) (極度の貧困と飢餓の撲滅等、2015 年までに達成すべき開発分野における国際社会共通の 8 つの目標) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000 (平成 12) 年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法

2000 (平成 12) 年に制定された、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分を通じて、資源の循環的利用を促進し、環境負荷の低減を目指すことを目的とした法律。処理の優先順位 (発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分) を初めて法定化し、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化している。

循環経済 (サーキュラーエコノミー)

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残し等、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立分散型エネルギー

地域や建物単位でエネルギーを自給自足する仕組みで、太陽光や風力等の再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、エネルギーの地産地消を実現するもの。大規模停電時でも電力供給が可能で、災害時のレジリエンス向上に寄与する。

生態系

空間に生きている生物 (有機物) と、生物を取り巻く非生物的な環境 (無機物) が相互に関係しあって、生命 (エネルギー) の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川等のひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物等あらゆる生物と、水、空気、土壌等の非生物



が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的につながり、支えあっていることで、たくさんの種類の生きものがいるだけでなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることとされている。

生物多様性条約等一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝子の多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

2008（平成20）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則、各主体の責務、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となるCO₂を始めとする温室効果ガスをなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すこと。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支援の基準としても注目されており、これらは大企業のみでなく、サプライチェーン全体として取り組むことが必要とされている。

地域冷暖房

一定地域の建物群に熱源システム（熱源プラント）で製造した冷水や温水、蒸気を地

域導管を通じて供給し、冷房や暖房、給湯を行うシステム。エネルギーの効率的利用やCO₂排出量削減等が期待できる。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で1998（平成10）年に公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献を目的としている。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取るべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

CO₂を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良い（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。（P46 コラム参照）

デング熱

熱帯・亜熱帯に生息するデングウイルスを持った蚊に刺されることによって生じる感染症の一種。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹等が主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

【な行】

熱中症特別警戒アラート

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報。

【は行】

バイオマス発電

動植物から生まれた再生可能な有機性資源を「直接燃焼」したり「ガス化」する等して発電すること。バイオマスには家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。

パリ協定

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」こと等が盛り込まれている。

フードドライブ

家庭や事業所等で余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体等に寄付する活動のこと。（本区では家庭から出たもののみ持ち込み可能）

ペロブスカイト（太陽電池）

ペロブスカイト結晶構造（一般式：ABX₃）を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されている。次世代型ソーラーセルということもある。

【ま行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整

理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

【ら行】

レジリエント

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況への適応力や回復力という意味で用いられる。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

【英数】

2R（ツアール）

ごみを減らすための環境配慮行動の総称である3R（スリーアール）（Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：再資源化する））のうち、より重要度が高いReduceとReuseの取組のこと。

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP（コップ）

締約国会議（Conference of the Parties）の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約で、加盟国の最高決定機関として設置されている。国連気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

GX（ジーエックス）

Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素等自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることでCO₂排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。

Renewable（リニューアブル）

「再生可能な」という意味。再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可



能性を高めること。廃棄物になる前の素材の段階から改善しようとする取組のこと。

V2H (ブイツーエイチ)・V2B (ブイツービー)

電気自動車 (EV) に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H (Vehicle to Home の略称) は家庭用、V2B (Vehicle to Building の略称) は業務用ビル等である。

利用するためには V2H、V2B 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

第三次すみだ環境の共創プラン

THE THIRD SUMIDA CITY ENVIRONMENTAL CO-CREATION PLAN

発行
墨田区
資源環境部 環境政策課

〒130 - 8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話
(03) 5608-6209

デザイン監修 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート

令和8年3月



ひと、つながる。
墨田区